

普通傷害保険約款

普通保険約款 特約

2014年4月改定

 現代海上火災保険株式会社

ご契約の皆様へ

このたびは当社の普通傷害保険をご契約いただき、ありがとうございます。保険証券がで
き上りましたのでお届けいたします。念のためご契約内容をお確かめのうえ、大切にご
保存くださいようお願いいたします。

万一、記載事項が事実と相違している場合またはご不明の点がございましたら扱代理店ま
たは最寄りの当社支店へご照会ください。

日本支社 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-1-7 N B F 日比谷ビル8階

☎ (03) 5511-6565

大阪営業部 〒542-0081 大阪市中央区南船場3-11-18郵政福祉心斎橋ビル7階

☎ (06) 6245-5447

目次

I. 傷害保険普通保険約款	1頁
II. 特約	
1. ケガの補償に関する特約	
(1) 就業中の危険補償対象外特約	7頁
(2) 就業中のみの危険補償特約	7頁
(3) 管理下中の傷害危険補償特約	7頁
(4) 天災危険補償特約	7頁
(5) 死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	7頁
(6) 死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約	7頁
(7) 死亡保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約	7頁
(8) 死亡保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約	7頁
(9) 後遺障害保険金のみの支払特約	7頁
(10) 後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約	7頁
(11) 後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約	7頁
(12) 入院保険金および手術保険金のみの支払特約	7頁
(13) 入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約	7頁
(14) 後遺障害保険金の追加支払に関する特約	7頁
(15) 入院保険金および手術保険金支払日数延長 (365日) 特約	7頁
(16) 入院保険金および手術保険金支払日数延長 (730日) 特約	7頁
(17) 入院保険金、手術保険金および通院保険金支払 条件変更特約 (フランチャイズ用)	7頁
(18) 入院保険金、手術保険金および通院保険金支払 条件変更特約 (エクセス用)	8頁
(19) 入院保険金の7日間2倍支払特約	8頁
(20) 入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払 特約	8頁
2. 補償に関するその他の特約	
(21) 遭難捜索費用補償特約	8頁
(22) 傷害保険賠償責任危険補償特約	9頁
(23) 危険な運動等補償特約	11頁
(24) 乗用具を用いた競技等補償特約	11頁

3. 契約方式に関する特約

(25) 施設入場者の傷害危険補償特約	11頁
(26) 行事参加者の傷害危険補償特約	11頁
(27) 交通乗用具搭乗中の傷害危険補償特約	12頁
(28) 準記名式契約 (全員付保) (同一保険金額) 特約	12頁
(29) 準記名式契約 (全員付保) (職名等別保険金額) 特約	12頁
(30) 準記名式契約 (一部付保) (同一保険金額) 特約	13頁
(31) 準記名式契約 (一部付保) (職名等別保険金額) 特約	13頁
(32) 1割以内変更不精算特約	13頁
(33) 通算短期率適用契約 (団体活動日特定方式または 個人活動日特定方式) 特約	14頁
(34) 通算短期率適用契約 (前年活動実績方式または 平均活動日数方式) 特約	14頁
(35) 包括契約特約 (毎月報告・毎月精算)	14頁
(36) 包括契約特約 (毎月報告・一括精算)	14頁
(37) 包括契約特約 (一括報告・一括精算)	15頁
(38) PTA団体傷害保険特約	15頁
(39) 学校契約団体傷害保険 (管理下および管理下外補償) 特約	16頁
(40) 学校契約団体傷害保険 (学校の管理下のみ補償) (フランチャイズなし) 特約	17頁
(41) 学校契約団体傷害保険 (学校の管理下のみ補償) (フランチャイズ7日、14日) 特約	18頁
(42) 学校契約団体傷害保険 (学校の管理下外のみ補償) 特約	19頁

4. 保険料に関する特約

(43) 一般団体傷害保険保険料分割払特約	21頁
(44) 保険料支払に関する特約	21頁
(45) 保険料一般分割払特約	22頁

5. その他の特約

(46) 長期保険特約	23頁
(47) 訴訟の提起に関する特約	24頁
(48) 企業等の災害補償規定等特約	24頁
(49) 共同保険に関する特約	24頁

傷害保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医疗保险制度	次のいずれかの法律に基づく医疗保险制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めるものをいいます。（注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医疗保险制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。 ア、創傷処理 イ、皮膚切開術 ウ、デブリードマン エ、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ、抜歯手術 ② 先進医療（注2）に該当する診療行為（注3） (注1) 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (注2) 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りります。 (注3) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならばに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。

入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故（注）によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。

(注) 以下「事故」といいます。
(2) (1) の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摄入した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注) 繼続的に吸入、吸収または攝取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に對しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア、法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
イ、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者の脳疾患、疾患または心神喪失
⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

⑧ 被保険者に対する刑の執行
⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）

⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑨から⑩までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

(注3) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 使用済燃料を含みます。

(注6) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、被保険者が頭部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚見のないものに對しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条 (保険金を支払わない場合—その2)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に對しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間

ア、乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路で競技等をしている間に、保険金を支払いません。

イ、乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法、態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法、態様により自動車等を使用している間に、保険金を支払いません。

ウ、法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法、態様により自動車等を使用している間

第5条 (死亡保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金の全額（注）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

- (注) 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った額を控除した残額とします。
- (2) 第32条（死亡保険金受取人の変更） (1) または (2) の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第32条（死亡保険金受取人の変更） (8) の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第6条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。
- 保険金額 × 別表2に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合 = 後遺障害保険金の額
- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
- ① 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
- ② ①以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
- ③ ①および②以外の場合で、別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合

- (6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第7条（入院保険金および手術保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。
- 入院保険金日額 × 入院した日数（注） = 入院保険金の額
- (注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。
- (2) (1)の期間には、臓器の移植に關する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときは、その入院日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合はにおいても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

- (4) 当会社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります（注）。

① 入院中（注2）に受けた手術の場合

入院保険金日額 × 10 = 手術保険金の額

② ①以外の手術の場合

入院保険金日額 × 5 = 手術保険金の額

- (注1) 1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。
(注2) 第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第8条（通院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

通院保険金日額 × 通院した日数（注） = 通院保険金の額

- (注) 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った別表3に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等（注）を常時装着したときは、その日

数について、(1)の通院をしたものとみなします。

(注) ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

- (3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第9条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が見つからないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第10条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を愈したことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第11条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害に對しては、保険金を支払いません。

第12条（告知義務）

- (1) 保険契約者はまたは被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① (2)に規定する事実がなくなった場合

- ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合（注）

- ③ 保険契約者はまたは被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出で、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるに限り、これを承認するものとします。

- ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結から5年を経過した場合

- （注）当会社のためには保険契約の締結の代理を行なう者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勤めた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勤めた場合を含みます。

- (4) (2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した傷害については適用しません。

第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

- (2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も、(1)と同様とします。

- (3) 保険契約者はまたは被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく（1）または（2）の規定による通知をしなかつた場合において、変更後料率（注1）が変更前料率（注2）よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注3）があつた後に生じた事故による傷害に對しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注1）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

- (注1) 変更後の職業または職務に對して適用されるべき保険料率をいいます。

- (注2) 変更前の職業または職務に對して適用された保険料率をいいます。

- (注3) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

- (4) (3)の規定は、当会社が、(3)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実（注4）があつた時から5年を経過した場合には適用しません。

- (注4) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

- (5) (3)の規定は、職業または職務の変更の事実（注4）に基づかず発生した傷害については適用しません。

- (注5) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

- (6) (3)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注5）が生じ、この保険契約の引受け範囲（注6）を超えることとなつた場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (注6) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

- (7) (2)保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (8) (6)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であつても、第21条（保険契約解除の

効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注)が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

第14条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第15条(保険契約の効力)

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合(注)に、その被保険者の同意を得なかったとき。

(注) その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第16条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第17条(保険契約の取消し)

保険契約者は、被保険者または保険金を受け取るべき者が詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第18条(保険契約による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第19条(重大事由による解除)

当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行なう、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力(注)に該当することと認められること。

イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

- ① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1)または(2)の規定による解除が傷害(注)の発生した後になされた場合であっても、第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害(注)に対しては、当会社は、保険金(注)2を支払いません。この場合において、既に保険金(注)2を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注) (2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

(注) (2)、(2)の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第20条(被保険者による保険契約の解除請求)

被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対する保険契約(注)を解除することを求めることがあります。

① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 保険契約者はまたは保険金を受け取るべき者に、前条(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合

③ 保険契約者はまたは保険金を受け取るべき者が、前条(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合

④ 前条(1)に規定する事由が生じた場合

⑤ ②から④までのほか、保険契約者はまたは保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥ 保険契約者は被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事由に著しい変更があった場合

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において被保険者から、(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1)①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出

があつた場合に限ります。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者にし、その旨を書面により通知するものとします。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第21条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第22条(保険料の返還または請求一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)

(1) 第12条(告知義務) (1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 職業または職務の変更の事実(注)がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前料率(注)2と変更後料率(注)3との差に基づき、職業または職務の変更の事実(注)が生じた時以降の期間(注)4に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(注) 第13条(職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注) 变更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注) 变更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注) 保険契約者は被保険者の申出に基づき、第13条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(3) 当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社は、保険契約者にに対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(4) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注)1があった後に生じた事故による傷害に対する、変更前料率(注)2の変更後料率(注)3に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注) 第13条(職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注) 变更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注) 变更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者は書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7) (6)の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠つたときは、当会社は、追加保険料領取前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかつたものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第23条(保険料の返還一無効または失効の効果)

(1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第15条(保険契約の効力)の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第5条(死亡保険金の支払) (1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

第24条(保険料の返還一取消しの効果)

(1) 第17条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第25条(保険料の返還一解除の場合)

(1) 第12条(告知義務) (2)、第13条(職業または職務の変更に関する通知義務) (6)、第19条(重大事由による解除) (1)または第22条(保険料の返還または請求一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第18条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(3) 第19条(重大事由による解除) (2)の規定により、当会社がこの保険契約(注)を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(4) 第20条(被保険者による保険契約の解除請求) (2)の規定により、保険契約者がこの保険契約(注)を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(5) 第20条(被保険者による保険契約の解除請求) (3)の規定により、被保険者がこの保険契約(注)を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(6) 第20条(被保険者による保険契約の解除請求) (3)の規定により、被保険者がこの保険契約(注)を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第26条(事故の通知)

(1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社は書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した

日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく、(1) もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかつた場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被つた損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 入院保険金については、被保険者が被つた第2条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ④ 手術保険金については、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
 - ⑤ 通院保険金については、被保険者が被つた第2条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表5に掲げる書類のうち当会社が求めるものを作成しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② (1)に規定する者がいない場合または(1)に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、(1)以外の配偶者(注)または(2)以外の3親等内の親族
- (注) 第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りません。
- (4) (1)、(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を要することがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく、(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被つた損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第28条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無
- (注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)の事項のうち、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)から④までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 律教に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはそれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第29条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第26条(事故の通知)の規定による通知または第27条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他の保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めるることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検査(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。
- (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 - (注2) 収入の喪失を含みません。

第30条 (時効)

- 保険金請求権は、第27条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条 (代位)

- 当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第32条 (死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を差しめた時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力を生じません。
- (8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。
- (注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。
- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第33条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出で、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第34条 (保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者はまたは死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることをることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合はまたはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に對しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第35条 (被保険者が複数の場合の約款の適用)

- 被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第36条 (訴訟の提起)

- この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第37条 (準拠法)

- この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第4条(保険金を支払わない場合ーその2)①の運動等

- 山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- (注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリーフライミングを含みます。)
 - (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
 - (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
 - (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

別表2 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合	
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%	(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリストラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変形を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができる程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指を失ったものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中指指節間関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7) 両足をリストラン関節以上で失ったもの	69%	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歳以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものとします。)	59%	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歳以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%	(1) 両眼の眼瞼に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歳以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	42%	(1) 両眼の眼瞼に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歳以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの

	(6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	
第12級	(1) 1眼の眼瞼に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎮骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残したままつけはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもののまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつけはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (7) 1手の母指以外の手指の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

別表3 ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

別表4 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

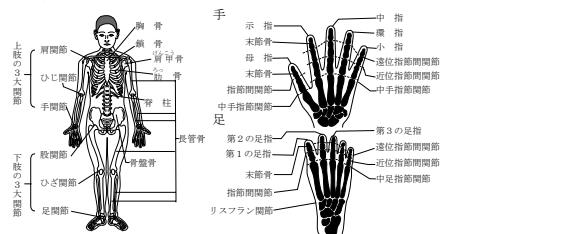
別表5 保険金請求書類

提出書類	保険金種類		死	後 障	入	手	通
	亡	遺 害	院	術	院		
1. 保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○	○	○	○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検査書	○						
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書		○	○	○	○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○				○
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかつた場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	○						
9. 被保険者の印鑑証明書		○	○	○	○	○	○
10. 被保険者の戸籍謄本	○						
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかつた場合）	○						
12. 委託を認する書類および委託を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委託する場合）	○	○	○	○	○	○	○
13. その他当会社が第28条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



特 約

(1) 就業中の危険補償対象外特約

当会社は、この特約により、被保険者がその職業または職務に従事している間（注）に被った傷害に対しては、保険金を支払いません。
(注) 通勤途上を含みません。

(2) 就業中のみの危険補償特約

当会社は、この特約により、被保険者がその職業または職務に従事している間（注）に被った傷害に限り、保険金を支払います。
(注) 通勤途上を含みます。

(3) 管理下中の傷害危険補償特約

当会社は、この特約により、被保険者が下欄記載の間に被った傷害に限り、保険金を支払います。

(4) 天災危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）（1）⑩および⑫の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、保険金を支払います。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第2条（保険金の支払時期）

普通保険約款第28条（保険金の支払時期）（1）の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な調査が不可欠な場合には、当会社は、その調査を同条（2）の特別な照会または調査に加え、請求完了日（注）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通保険約款第28条（1）①から④までの事項の確認のための調査	365日

（注）請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款第27条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(5) 死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払うものとします。

(6) 死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

(7) 死亡保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

(8) 死亡保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみを支払うものとします。

(9) 後遺障害保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、後遺障害保険金のみを支払うものとします。

(10) 後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

(11) 後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみを支払うものとします。

(12) 入院保険金および手術保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

(13) 入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみを支払うものとします。

(14) 後遺障害保険金の追加支払に関する特約

当会社は、普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金を支払った場合で、後遺障害保険金の支払事由となった普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者が生存していることを条件として、当会社が支払った後遺障害保険金の額と同じ額を追加して被保険者に支払います。

(15) 入院保険金および手術保険金支払日数延長（365日）特約

（1）当会社は、この特約により、被保険者が普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その傷害が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に同条第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（1）に規定する入院保険金の支払事由に該当することとなった場合には、入院保険金を支払います。

（2）普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（4）の規定にかかわらず、当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて365日を経過した後の期間に對しては、入院保険金を支払いません。

（3）（1）の入院保険金が支払われる場合において、当会社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて365日以内に普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（6）に規定する手術を受けたときは、同条（6）の規定にかかわらず、手術保険金を支払います。

(16) 入院保険金および手術保険金支払日数延長（730日）特約

（1）当会社は、この特約により、被保険者が普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その傷害が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に同条第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（1）に規定する入院保険金の支払事由に該当することとなった場合には、入院保険金を支払います。

（2）普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（4）の規定にかかわらず、当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて730日を経過した後の期間に對しては、入院保険金を支払いません。

（3）（1）の入院保険金が支払われる場合において、当会社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて730日以内に普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（6）に規定する手術を受けたときは、同条（6）の規定にかかわらず、手術保険金を支払います。

(17) 入院保険金、手術保険金および通院保険金支払条件変更特約（フランチャイズ用）

当会社は、この特約により、被保険者が普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日から起算して保険証券記載の日数が満了する日以降においてなお被保険者の身体が普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（1）に規定する入院保険金または普通保険約款第8条（通院保険金の支払）（1）もしくは（2）に規定する通院保険金の支払を受けるべき状態にある場合に限り、入院保険金、手術保険金または通院保険金を支払います。

(18) 入院保険金、手術保険金および通院保険金支払条件変更特約（エクセス用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
通院保険金支払事由	普通保険約款第8条（通院保険金の支払）（1）または（2）に規定する通院保険金の支払事由をいいます。
入院保険金支払事由	普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（1）に規定する入院保険金の支払事由をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- 当会社は、この特約により、被保険者が入院保険金支払事由または通院保険金支払事由に該当した場合においても、事故の発生の日から起算して保険証券記載の日数を経過するまでの期間に對して、入院保険金または通院保険金を支払いません。
- 当会社は、被保険者が普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（4）に規定する手術を受けた場合においても、被保険者が事故の発生の日から起算して保険証券記載の日数経過後に入院保険金支払事由または通院保険金支払事由に該当するときに限り、手術保険金を支払います。

(19) 入院保険金の7日間2倍支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
入院保険金支払事由	普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（1）に規定する入院保険金の支払事由をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- 当会社は、この特約により、被保険者が入院保険金支払事由に該当した場合には、入院保険金支払事由に該当した期間の最初の7日間（注1）に対して、次の算式によって算出した額を普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）の入院保険金として被保険者に支払います。

普通保険約款第7条（1）から（3）までの $\times 2$ = 入院保険金の額

（注1）入院保険金支払事由に該当した期間が7日間未満の場合には、入院保険金支払事由に該当した期間とします。

- 入院保険金支払事由に該当した被保険者が、入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、（1）の規定により入院保険金の2倍の額を支払うべき期間は、最初の入院保険金支払事由に該当した日から起算するものとします。

(20) 入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
通院保険金支払事由	普通保険約款第8条（通院保険金の支払）（1）または（2）に規定する通院保険金の支払事由をいいます。
入院保険金支払事由	普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（1）に規定する入院保険金の支払事由をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- 当会社は、この特約により、被保険者が入院保険金支払事由または通院保険金支払事由に該当した場合には、次に定める期間に対して、次の算式によって算出した額を普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）の入院保険金または普通保険約款第8条（通院保険金の支払）の通院保険金として被保険者に支払います。

① 入院保険金支払事由に該当した期間の最初の7日間（注1）

普通保険約款第7条（1）から（3）までの $\times 2$ = 入院保険金の額

規定により支払われる入院保険金

② 通院保険金支払事由に該当した日数の最初の7日（注2）

普通保険約款第8条の規定により支払われる $\times 2$ = 通院保険金の額

通院保険金

（注1）入院保険金支払事由に該当した期間が7日間未満の場合には、入院保険金支払事由に該当した期間とします。

（注2）通院保険金支払事由に該当した日数が7日未満の場合には、通院保険金支払事由に該当した日数とします。

- 入院保険金支払事由に該当した被保険者が、入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、（1）①の規定により入院保険金の2倍の額を支払うべき期間は、最初の入院保険金支払事由に該当した日から起算するものとします。

（3）同一事故により入院保険金支払事由および通院保険金支払事由のいずれにも該当した場合は、次に定める方法により取り扱います。

① 入院保険金支払事由に該当した期間が7日間以上の場合には、通院保険金については（1）の規定を適用しません。

② 入院保険金支払事由に該当した期間が7日間未満の場合には、（1）②の規定により通院保険金を支払う日数は、7日から入院保険金支払事由に該当した期間を差し引いた残りの日数を限度とします。

(21) 遭難搜索費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
検索	遭難搜索対象者の検索、救出または移送をいいます。
検索者	遭難搜索対象者の検索活動に従事した者をいいます。
検索費用	検索者が検索に要した費用をいいます。
遭難搜索対象者	普通保険約款の被保険者として保険証券に記載された者をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	この特約により補償を受ける者であって、遭難搜索対象者をいいます。ただし、遭難搜索対象者が死亡して発見された場合は第2条（保険金を支払う場合）の費用を検索者に対して支払う前に死亡した場合は、遭難搜索対象者の法定相続人のうち、その費用を負担した者（注1）をいいます。
（注1）遭難搜索対象者の法定相続人のうち、その費用を負担した者	遭難搜索対象者に法定相続人のない場合には、その者に代わって費用を負担した者とします。
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当会社が被保険者に支払うべき保険金をいいます。
保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当会社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- 当会社は、遭難搜索対象者が日本国内において山岳登攀の行程中に遭難したことによって、被保険者が支出した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金として支払います。
- （注1）山岳登攀とは以下のことをいいます。
山岳登攀はん（ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング）
- （注2）ロッククライミングにはフリークライミングを含みます。
- （1）の「費用」とは、検索者に対して、検索費用のうち、検索者からの請求に基づき被保険者が支払った費用で、かつ、社会通念上妥当な費用をいいます。

第3条（遭難の発生）

当会社は、遭難搜索対象者の遭難が明らかでない場合において、遭難搜索対象者が下山予定期日後48時間を経過しても下山しなかったときは、保険契約者または遭難搜索対象者の親族（注1）が次に掲げるもののいずれかに対し、遭難搜索対象者の所属する山岳会またはその他の山岳会

① 警察、消防団その他の公的機関

② 遭難搜索対象者の所属する山岳会またはその他の山岳会

③ 有料遭難救助隊

（注1）親族

6親等内の血族、配偶者（注2）および3親等内の姻族をいいます。

（注2）配偶者
婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第4条（当会社の責任限度額）

当会社が支払うべき保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第5条（事故の通知）

- 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の費用を支出した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
 - 遭難発生の状況を遭難の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ①および②のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを持出し、また当会社が行う損害査定に協力すること。
- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注3）他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第6条（保険金の請求）

- 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が費用を負担した時から発生し、これを行なうことができるものとします。
- 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、検索者による検索活動終了後（注1）、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

 - 遭難が発生したことおよび検索活動が行われたことを証明する書類
 - 検索費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
 - 被保険者の印鑑証明書
 - 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 - その他当会社が第7条（保険金を支払うために必要な確認事項）に定める必要な事項の確認を行なうために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書類等において定めたもの

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注2）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注2）または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査の協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合はまたは(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払いません。

(注1) 捜索活動終了後

検索活動の一時的打ち切りの場合には、その打ち切りのつどとします。

(注2) 配偶者

普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかるわらず、法律上の配偶者に限ります。

第7条（保険金を支払うために必要な確認事項）

当会社が保険金を支払うために必要な確認事項は、普通保険約款第28条（保険金の支払時期）(1)に規定するほか、次の事項とします。

他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

第8条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、費用の額（注2）を超えるときは、当会社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	費用の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 費用の額

第2条（保険金を支払う場合）の費用の額をいいます。

第9条（代位）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）の費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が費用の額の全額を保険金として支払った場合

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(2) (1)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのため当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第10条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第16条（保険契約の失効）および第20条（被保険者による保険契約の解除請求）の規定は適用しません。

第11条（普通保険約款および国内旅行傷害保険特約の読み替え）

(1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第1条（用語の定義）の危険の定義、第12条（告知義務）(5)、第19条（重大事由による解除）(1)①、同条(2)②、同条(3)、(注1)および第28条（保険金の支払時期）(1)①の規定「傷害」とあるのは「費用」

② 第11条（保険責任の始期および終期）(3)および第22条（保険料の返還または請求一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(7)の規定中「生じた事故による傷害に対しては」とあるのは「生じたこの特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の遭難によって支出した費用に対しては」

③ 第12条(3)③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の遭難が発生する前に」

④ 第12条(4)の規定中「傷害の発生した後」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の遭難が発生した後」

⑤ 第19条(3)の規定中「傷害（注1）の発生した後」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の遭難（注1）が発生した後」、「発生した傷害（注1）に対しては」とあるの

は「発生したこの特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の遭難（注1）により支出した費用に對しては」

⑥ 第28条(1)③の規定中「傷害の程度」とあるのは「費用の額」、「事故と傷害との関係、治療の経過および内容」とあるのは「事故と費用との関係」

⑦ 第28条(4)および(5)の規定中「(1)①から④までの事項」とあるのは「(1)①から④までの事項またはこの特約第7条（保険金を支払うために必要な確認事項）の事項」

⑧ 第28条(注)の規定中「前条（2）および（3）」とあるのは「この特約第6条（保険金の請求）(2)（および）(3)」

⑨ 第30条（時効）の規定中「第27条（保険金の請求）(1)」とあるのは「この特約第6条（保険金の請求）(1)」

(2) この特約が国内旅行傷害保険特約に付帯されている場合には、第2条（保険金を支払う場合）(1)の規定中「この特約および普通保険約款」とあるのは「この特約、国内旅行傷害保険特約および普通保険約款」と読み替えるものとします。

(3) この特約が国内旅行傷害保険特約に付帯されている場合には、国内旅行傷害保険特約第3条（保険責任の始期および終期）(4)の規定中「事故による傷害」とあるのは「事故による費用」、同特約第3条（4）①および②の規定中「生じた事故」とあるのは「生じたこの特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の遭難によって支出した費用」と読み替えて適用します。

第12条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および国内旅行特約の規定を準用します。

(22) 傷害保険賠償責任危険補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物の破損	財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。
住宅	本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。
身体の障害	生命または身体を害することをいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険者	この特約により補償を受ける者で、第3条（被保険者）に規定する者をいいます。
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に被保険者に支払うべき金額をいいます。
保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当会社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
本人	被保険者として保険証券に記載された者をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。（免責金額は被保険者の自己負担となります。）

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が、日本国内において生じた次に掲げる偶然な事故（以下「事故」といいます。）のいずれかにより、他人の身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

② 被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故

（注）日常生活
住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条（被保険者）

（1）この特約における被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、責任無能力者は含みないものとします。

① 本人の配偶者

② 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族（注1）

③ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚（注2）の子

（2）この特約における本人と本人以外の被保険者との統柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

（3）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

（注1）親族
6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

（注2）未婚
これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意

② 戦争、

③ 外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）

④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発

性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 動員

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物

第5条 (保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対して、保険金を支払いません。

(1) 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任

② 専ら被保険者の職務の用に供される勤務または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(3) 被保険者と同居する親族（注2）に対する損害賠償責任

④ 被保険者の使用者が被保険者の事業または業務に從事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家庭用として使用する者に対する損害賠償責任を除きます。

⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任

⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

⑨ 航空機、船舶・車両（注3）、銃器（注4）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(注1) 不動産

住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

(注2) 親族

6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

(注3) 船舶・車両

原動力が専ら人力であるものを除きます。

(注4) 銃器

空気銃を除きます。

第6条 (支払保険金の範囲)

当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額（判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決までの遅延損害金を含みます。以下同様とします。）

② 第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被保険者が第7条（事故の発生）（1）②に規定する第三者に対する求償権の保全または行使その他損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

③ の2の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判断した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、譲送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用

④ 被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用

⑤ 第9条（当会社による解決）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第7条 (支払保険金)

当会社が支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

① 1回の事故につき、次の算式によって算出した額。ただし、1回の事故につき、保険金額を支払の限度とします。

$$\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償の額} - \text{免責金額} = \text{保険金の額}$$

② 第6条（支払保険金の範囲）②から⑤までの費用についてはその全額。ただし、同条④の費用は、1回の事故につき、同条①の法律上の賠償責任の額が保険金額を超える場合は、保険金額の同条①の法律上の賠償責任の額に対する割合によってこれを支払います。

第8条 (事故の発生)

（1）第2条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または他の財物の破損が発生したことを知った場合は、保険契約者は被保険者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年令、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所、氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとり、その他の損害の発生および拡大の防止のために必要ないっさいの手段を講ずること。

③ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、譲送その他の緊急措置をとることを妨げません。

④ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合は、遅滞なく、当会社に通知すること。

⑤ 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当会社に通知すること。

⑥ ①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（2）保険契約者は被保険者が正当な理由なく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、（1）

①、④、⑤または⑥のときは、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。また、（1）②の場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害額を、

（1）③の場合は当会社が損害賠償責任がないと認めた部分を、それぞれ差し引いて保険金を支払います。

（3）保険契約者。被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）①、④、⑤または⑥の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条 (当会社による解決)

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己的費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当ることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第10条 (先取特権)

（1）損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注1）について先取特権を有します。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注2）

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注3）

（3）保険金請求権（注1）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注1）を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注1）保険金請求権

第6条（支払保険金の範囲）②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。

（2）被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合

被保険者が賠償した金額を限度とします。

（3）被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

第11条 (保険金の請求)

（1）当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（2）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものと提出しなければなりません。

① 当会社の定める事故状況報告書

② 死亡に際し支払われる保険金の請求に關しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入額の表示を示す書類および戸籍謄本

③ 後遺障害に際し支払われる保険金の請求に關しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入額の表示を示す書類

④ 傷害に際し支払われる保険金の請求に關しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

⑤ 第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故による他人の財物の破損に係る保険金の請求に關しては、被害が生じた物の写真（注2）

⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す書類および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

⑦ 被保険者の印鑑証明書

⑧ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

⑨ その他当会社が第12条（保険金を支払うために必要な確認事項）に定める必要な事項の確認を行ったために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出して、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注3）

② ①に規定する者がない場合は③に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合は④に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、④以外の配偶者（注3）または②以外の3親等内の親族

（4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

（5）当会社は、事故の内容または損害の額に応じて、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（6）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合は（2）（3）（4）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払いません。

（注1）修理等に要する費用の見積書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 写真
画像データを含みます。

(注3) 配偶者

第1条 (用語の定義) の配偶者の規定にかかるわらず、法律上の配偶者に限ります。

第12条 (保険金を支払うために必要な確認事項)

当会社が保険金を支払うために必要な確認事項は、普通保険約款第28条 (保険金の支払時期) (1) に規定するほか、次の事項とします。

他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払べき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

第13条 (他の保険契約等がある場合)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額 (注1) の合計額が、損害額 (注2) を超えるときは、当会社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から 保険金または共済金が 支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 (注1)
② 他の保険契約等から 保険金または共済金が 支払われた場合	損害額 (注2) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 (注1) を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払べき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第14条 (代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権 (注) を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。

① 当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額

(2) (1) の場合において、当会社に移転せざるに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する (1) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第15条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第16条 (保険契約の失効) および第20条 (被保険者による保険契約の解除請求) の規定は適用しません。

第16条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第1条 (用語の定義) の規定 (注) の規定 (5) 、第19条 (重大事由による解除) (1) ①、同条 (2) ②および第28条 (保険金の支払時期) (1) ①の規定中「傷害」とあるのは「損害」

② 第11条 (保険責任の始期および終期) (3) および第22条 (保険料の返還または請求) 一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (7) の規定中「事故による傷害」とあるのは「事故による損害」

③ 第12条 (3) の規定中「第2条 (保険金を支払う場合) の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約第2条 (保険金を支払う場合) の事故によって損害を被る前に」

④ 第12条 (4) の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「事故の発生した後に」

⑤ 第28条 (1) の規定中「傷害の程度」とあるのは「損害額」、「事故と傷害との関係」とあるのは「事故と損害との関係」

⑥ 第28条 (2) および⑤の規定中「(1) ①から④までの事項」とあるのは「(1) ①から④までの事項またはこの特約第12条 (保険金を支払うために必要な確認事項) の事項」

⑦ 第28条 (注) の規定中「前条 (2) および (3) 」とあるのは「この特約第11条 (保険金の請求) (2) および (3) 」

⑧ 第30条 (時効) の規定中「第27条 (保険金の請求) (1) 」とあるのは「この特約第11条 (保険金の請求) (1) 」

第17条 (重大事由解除に関する特則)

当会社は、普通保険約款第19条 (重大事由による解除) (3) を次のとおり読み替え、(4) を追加してこの特約に適用します。

(3) ①または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第21条 (保険契約解除の効力) の規定にかかるわらず、(1) ①から⑤までの事由または(2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が、(1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより(1) または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

① (1) ③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② (1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償責任の額

」

第18条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(23) 危険な運動等補償特約

当会社は、この特約により、被保険者が普通保険約款第4条 (保険金を支払わない場合) (2) ①の期間中に生じた事故によって被った傷害に対し保険金を支払います。

(24) 乗用具を用いた競技等補償特約

当会社は、この特約により、被保険者が普通保険約款第4条 (保険金を支払わない場合) (2) ②の期間中に生じた事故によって被った傷害に対し保険金を支払います。

(25) 施設入場者の傷害危険補償特約

第1条 (用語の定義)
この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
施設	保険証券記載の施設をいいます。
保険金	この特約により補償される傷害が生じた場合に、当会社が被保険者または死亡保険金受取人に支払べき金銭であって、普通保険約款に規定する死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が施設において被った傷害に限り、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条 (被保険者)

(1) この特約における被保険者は、保険証券記載の者とします。
(2) (1) の規定にかかるわらず、普通保険約款第20条 (被保険者による保険契約の解除請求) (2) または(3) の規定による解除がなされた場合は、その被保険者は、未経過期間について、この特約における被保険者ではないなるものとします。

第4条 (保険金額および入院保険金日額等)

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、施設ごとに、すべての被保険者について同一とし、被保険者1名につき保険証券記載の金額とします。

第5条 (保険責任の始期および終期)

当会社の保険責任は、普通保険約款第11条 (保険責任の始期および終期) (1) の規定にかかるわらず、保険証券記載の保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。

第6条 (保険金の請求)

被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第27条 (保険金の請求) (2) に規定する書類のほかに、施設の管理責任者が発行する、施設内において生じた事故であることを証明する事故証明書を提出しなければなりません。

第7条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款第28条 (保険金の支払時期) (注) の規定中「前条 (2) および (3) の規定による手続」とあるのは「前条 (2) および (3) ならびにこの特約の第6条 (保険金の請求) の規定による手続」と読み替えて適用します。

第8条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(26) 行事参加者の傷害危険補償特約

第1条 (用語の定義)
この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
行事	保険証券記載の行事をいいます。
行事に参加して いる間	被保険者が行事に参加するため所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間をいいます。ただし、いかなる場合においても宿泊のため宿泊施設に入つてから行事参加のため宿泊施設を出るまでの間は除きます。
保険金	この特約により補償される傷害が生じた場合に、当会社が被保険者または死亡保険金受取人に支払べき金銭であって、普通保険約款に規定する死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が行事に参加している間に被った傷害に限り、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条 (被保険者)

(1) この特約における被保険者は、保険証券記載の者とします。
(2) (1) の規定にかかるわらず、普通保険約款第20条 (被保険者による保険契約の解除請求) (2) または(3) の規定による解除がなされた場合は、その被保険者は、未経過期間について、この特約における被保険者ではなくなるものとします。

第4条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、被保険者1名につき保険証券記載の金額とします。

第5条（保険責任の始期および終期）

当会社の保険責任は、普通保険約款第11条（保険責任の始期および終期）（1）の規定にかかるわらず、保険証券記載の保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。

第6条（保険金の請求）

被保険者または被保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第27条（保険金の請求）（2）に規定する書類のほかに、行事の主催者が発行する、行事に参加している間に生じた事故であることを証明する事故証明書を提出しなければなりません。

第7条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第28条（保険金の支払時期）（注）の規定中「前条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続」とあるのは「前条（保険金の請求）（2）および（3）ならびにこの特約の第6条（保険金の請求）の規定による手続」と読み替えて適用します。

第8条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

（27）交通乗用具搭乗中の傷害危険補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
乗用具	保険証券記載の交通乗用具をいいます。
被保険者	この特約により補償の対象となる者で、第2条（被保険者）に規定する者をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が日本国内において乗用具に搭乗している間に被った傷害にかぎり、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条（被保険者）

（1）この特約における被保険者は、乗用具の正規の乗車用構造装置のある場所に搭乗中の者（運転者、運転補助者を含みます。）とします。ただし、乗用具が総トン数5トン以上の船舶である場合には、その船舶の乗組員を含まないものとします。

（2）（1）の規定にかかるわらず、普通保険約款第20条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）または（3）の規定による解除があった場合は、その被保険者は、未経過期間について、この特約における被保険者ではなくなるものとします。

第4条（保険金額および入院保険金日額等）

（1）被保険者1名に対する保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額を定員（注）で除して得た金額とします。

（2）（1）の規定にかかるわらず、同一事故により傷害を被った被保険者数が定員（注）を超える場合の被保険者1名に対する保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、その被保険者数で保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額を除して得た金額とします。

（注）定員
保険証券記載の乗車定員をいいます。

第5条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）（1）の規定は適用しません。

第6条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

（28）準記名式契約（全員付保）（同一保険金額）特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
団体員	下欄記載の者をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、団体員全員を被保険者とし、その被保険者が普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

（2）（1）の規定にかかるわらず、第3条（被保険者名簿）に規定する名簿に記載のない者は被保険者には含みません。また、普通保険約款第20条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）または（3）の規定による解除があった場合は、その被保険者は、未経過期間について、この特約における被保険者ではなくなるものとします。

第3条（被保険者名簿）

保険契約者は、常に団体員の全員を示す名簿を備え、当会社がその閲覧を求める場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、被保険者1名につき保険証券記載の金額とします。

第5条（被保険者の増員または減員）

（1）保険期間の中途において被保険者が増員または減員となる場合には、保険契約者は、遅滞なく、その員数を当会社に通知しなければなりません。

（2）被保険者が増員となる場合において、保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく

（1）の規定による通知をしなかったときは、当会社は次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\text{各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額} = \frac{\text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}}{\text{保険証券記載の被保険者数}} \times \frac{\text{保険証券記載の被保険者数}}{\text{保険証券記載の被保険者数} + \text{増員数}}$$

（3）（2）の規定は、当会社が、（1）の規定による通知を怠ったことを知った時から（2）の規定により保険金を削減して支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1ヶ月を経過した場合または被保険者が増員となった時から5年を経過した場合には適用しません。

（4）（1）の規定による通知を受けた場合には、当会社は、その通知に基づき計算した保険料を請求または返還します。

（5）当会社は、保険契約者が（4）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（6）（4）の規定による追加保険料を請求する場合において、（5）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、被保険者が増員となった後に生じた事故による傷害について、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\text{各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額} = \frac{\text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}}{\text{保険証券記載の被保険者数}} \times \frac{\text{保険証券記載の被保険者数}}{\text{保険証券記載の被保険者数} + \text{増員数}}$$

（注）追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第6条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

（29）準記名式契約（全員付保）（職名等別保険金額）特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
職名等	下欄記載の者をいいます。
団体員	下欄記載の者をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、団体員全員を被保険者とし、その被保険者が普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

（2）（1）の規定にかかるわらず、第3条（被保険者名簿）に規定する名簿に記載のない者は被保険者には含みません。また、普通保険約款第20条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）または（3）の規定による解除があった場合は、その被保険者は、未経過期間について、この特約における被保険者ではなくなるものとします。

第3条（被保険者名簿）

保険契約者は、常に団体員の全員を職名等別に示す名簿を備え、当会社がその閲覧を求める場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、同一職名等の各被保険者について同一とし、被保険者1名につき保険証券記載の金額とします。

第5条（被保険者の増員または減員）

（1）保険期間の中途において職名等別に被保険者が増員となる場合には、保険契約者は、遅滞なく、その員数と当会社に通知しなければなりません。

（2）被保険者が増員となる場合において、保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく（1）の規定による通知をしなかったときは、当会社は次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\text{各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額} = \frac{\text{職名等ごとに定められた保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}}{\text{職名等ごとに定められた保険証券記載の被保険者数}} \times \frac{\text{職名等ごとに定められた保険証券記載の被保険者数}}{\text{職名等ごとに定められた保険証券記載の被保険者数} + \text{増員数}}$$

（3）（2）の規定は、当会社が、（1）の規定による通知を怠ったことを知った時から（2）の規定により保険金を削減して支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1ヶ月を経過した場合または被保険者が増員となった時から5年を経過した場合には適用しません。

（4）（1）の規定による通知を受けた場合には、当会社は、その通知に基づき計算した保険料を請求または返還します。

- (5) 当会社は、保険契約者が(4)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (6) (4)の規定による追加保険料を請求する場合において、(5)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、被保険者が増員となった後に生じた事故による傷害について、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金額および通院保険金額とみなします。

各被保険者の保険金額、 入院保険金額および 通院保険金額	=	職名等ごとに定められた 保険証券記載の被保険者 1名あたりの保険金額、 入院保険金額および通院 保険金額
	×	職名等ごとに定められた 保険証券記載の被保険者 数 被保険者数

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第6条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(30) 準記名式契約 (一部付保) (同一保険金額) 特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
員数	下欄記載の員数をいいます。
業務	下欄記載の業務をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、業務に従事中の者を被保険者とし、その被保険者がその業務に従事中に被った傷害に限り、この特約における普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、第3条(業務従事者名簿)に規定する名簿に記載のない者は被保険者には含みません。また、普通保険約款第20条(被保険者による保険契約の解除請求) (2)または(3)の規定による解除があった場合は、その被保険者は、未経過期間について、この特約における被保険者ではなくなるものとします。

第3条 (業務従事者名簿)

保険契約者は、保険期間中に業務に従事することが予定される者を特定し、その全員を示す名簿を備え、当会社がその閲覧を求める場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条 (保険金額および入院保険金額等)

保険金額、入院保険金額および通院保険金額は、すべての被保険者について同一とし、被保険者1名につき保険証券記載の金額とします。

第5条 (被保険者の増員または減員)

(1) 保険期間の中において員数が増員または減員となる場合には、保険契約者は、遅滞なく、その員数を当会社に通知しなければなりません。

(2) 被保険者が増員となる場合において、保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金額および通院保険金額とみなします。

各被保険者の保険金額、 入院保険金額および通院保 険金額	=	保険証券記載の被保険者1 名あたりの保険金額、入院保 険金額および通院保険金額
	×	保険証券記載の被保険者 数 被保険者数

(3) (2)の規定は、当会社が、(1)の規定による通知を怠ったことを知った時から(2)の規定により保険金額を削減して支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または被保険者が増員となった時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (1)の規定による通知を受けた場合には、当会社は、その通知に基づき計算した保険料を請求または返還します。

(5) 当会社は、保険契約者が(4)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(6) (4)の規定による追加保険料を請求する場合において、(5)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、被保険者が増員となった後に生じた事故による傷害について、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金額および通院保険金額とみなします。

各被保険者の保険金額、 入院保険金額および通院保 険金額	=	保険証券記載の被保険者1 名あたりの保険金額、入院保 険金額および通院保険金額
	×	保険証券記載の被保険者 数 被保険者数

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払が

なかった場合に限ります。

第6条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(31) 準記名式契約 (一部付保) (職名等別保険金額) 特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
員数	下欄記載の員数をいいます。
業務	下欄記載の業務をいいます。
職名等	下欄記載の者をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、業務に従事中の者を被保険者とし、その被保険者がその業務に従事中に被った傷害に限り、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、第3条(業務従事者名簿)に規定する名簿に記載のない者は被保険者には含みません。また、普通保険約款第20条(被保険者による保険契約の解除請求) (2)または(3)の規定による解除があった場合は、その被保険者は、未経過期間について、この特約における被保険者ではなくなるものとします。

第3条 (業務従事者名簿)

保険契約者は、保険期間中に業務に従事することが予定される者を特定し、その全員を職名等別に示す名簿を備え、当会社がその閲覧を求める場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条 (保険金額および入院保険金額等)

保険金額、入院保険金額および通院保険金額は、同一職名等の被保険者について同一とし、被保険者1名につき保険証券記載の金額とします。

第5条 (被保険者の増員または減員)

- (1) 保険期間の中において職名等別に員数が増員または減員となる場合には、保険契約者は、遅滞なく、その員数、その員数および職名等を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 被保険者が増員となる場合において、保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金額および通院保険金額とみなします。

各被保険者の保険金額、 入院保険金額および通院保 険金額	=	職名等ごとに定められた 保険証券記載の被保険者 1名あたりの保険金額、 入院保険金額および通院 保険金額
	×	職名等ごとに定められた 保険証券記載の被保険者 数 被保険者数

(3) (2)の規定は、当会社が、(1)の規定による通知を怠ったことを知った時から(2)の規定により保険金額を削減して支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または被保険者が増員となった時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (1)の規定による通知を受けた場合には、当会社は、その通知に基づき計算した保険料を請求または返還します。

(5) 当会社は、保険契約者が(4)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(6) (4)の規定による追加保険料を請求する場合において、(5)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、被保険者が増員となった後に生じた事故による傷害について、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金額および通院保険金額とみなします。

各被保険者の保険金額、 入院保険金額および通院保 険金額	=	職名等ごとに定められた 保険証券記載の被保険者 1名あたりの保険金額、 入院保険金額および通院 保険金額
	×	職名等ごとに定められた 保険証券記載の被保険者 数 被保険者数

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第6条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(32) 1割以内変更不精算特約

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、保険期間の中途において被保険者が増加した場合において、その増加が

始期日における被保険者数の1割以内であるときは、普通保険約款第11条（保険責任の始期および終期）（3）の規定にかかわらず、追加保険料を請求することなく増加された被保険者が被った傷害に対しても、保険金を支払います。

第2条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、被保険者1名につき保険証券記載の金額とします。

第3条（被保険者の増加）

（1）第1条（保険金を支払う場合）に規定する割合を超える被保険者の増加があった場合には、保険契約者は、遅滞なく、当会社に通知して、承認を請求しなければなりません。

（2）保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく（1）の規定による通知をしなかった場合は、第2条（保険金額および入院保険金日額等）の規定にかかわらず、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\text{各被保険者の保険金額} = \frac{\text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}}{\text{被保険者数}} \times 1.1 \times \frac{\text{始期日における被保険者数}}{\text{始期日における被保険者数} + \text{増員数}}$$

（3）（2）の規定は、当会社が、（1）の規定による通知を怠ったことを知った時から（2）の規定により保険金を削減して支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または被保険者が第1条（保険金を支払う場合）に規定する割合を超えて増員となった時から5年を経過した場合には適用しません。

（4）（1）の規定による承認をする場合には、当会社は、第1条（保険金を支払う場合）に規定する割合を超える部分に相当する被保険者につき未経過期間に対し月割により計算した保険料を請求します。

（5）当会社は、保険契約者が（4）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（6）（4）の規定による追加保険料を請求する場合において、（5）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）に規定する割合を超えて増じた後に生じた事故による傷害について、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\text{各被保険者の保険金額} = \frac{\text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}}{\text{被保険者数}} \times 1.1 \times \frac{\text{始期日における被保険者数}}{\text{始期日における被保険者数} + \text{増員数}}$$

（注）追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなされた場合に限ります。

第4条（保険金額および入院保険金日額等が職名等別に定められている場合の取扱い）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額が職名等別に定められている場合は、第1条（保険金を支払う場合）から第3条（被保険者の増加）までの規定については職名等ごとに適用するものとします。

（33）通算短期率適用契約（団体活動日特定方式または個人活動日特定方式）特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、被保険者が所定の日において下欄記載の間に普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合に限り、保険金を支払います。

第2条（所定の日）

（1）第1条（保険金を支払う場合）の「所定の日」とは、下欄記載のとおりとします。

（2）保険期間の中途において（1）の所定の日が変更となる場合には、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

（3）（2）の規定による通知を受けた場合には、当会社は、その通知に基づき計算した保険料を返還または請求します。

第3条（保険料の返還）

普通保険約款第23条（保険料の返還一無効または失効の場合）（2）および第25条（保険料の返還一解除の場合）の規定にかかわらず、この保険契約が失効または解除となった場合でも、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

第4条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

（34）通算短期率適用契約（前年活動実績方式または平均活動日数方式）特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、被保険者が所定の日において下欄記載の間に普通保険約款第2条（保険

金を支払う場合）の傷害を被った場合に限り、保険金を支払います。

第2条（所定の日）

第1条（保険金を支払う場合）の「所定の日」とは、下欄記載のとおりとします。

第3条（保険料の返還）

普通保険約款第23条（保険料の返還一無効または失効の場合）（2）および第25条（保険料の返還一解除の場合）の規定にかかわらず、この保険契約が失効または解除となった場合でも、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

第4条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

（35）包括契約特約（毎月報告・毎月精算）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第4条（通知）に規定する通知に基づき当会社が算出した確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
通知日	保険証券記載の通知日をいいます。
保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第2条（暫定保険料）

（1）保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。

（2）普通保険約款第11条（保険責任の始期および終期）（3）の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、（1）の暫定保険料に適用するものとします。

第3条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または厚しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

（1）保険契約者は、通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。

（2）（1）の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づいて、当会社が算出した確定保険料の合計額

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当会社が算出した確定保険料の合計額

（3）（1）の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、（2）の規定に基づいて保険金が支払われている場合はこの規定は適用しません。

（4）（2）の規定は、当会社が、（1）の規定による通知に保険契約者の故意または重大な過失による遅滞または脱漏があることを知った時から（2）の規定により保険金を削減して支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第5条（確定保険料）

（1）保険契約者は、確定保険料を保険料払込期日までに払い込まなければなりません。

（2）当会社が、保険契約者に対する（1）の確定保険料を請求したにもかかわらず、保険契約者が確定保険料の保険料払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）（1）の規定による確定保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、その確定保険料を算出するための通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

（4）第2条（暫定保険料）の暫定保険料は、最終の保険料払込期日に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。

第6条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

（36）包括契約特約（毎月報告・一括精算）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第4条（通知）に規定する通知に基づき当会社が算出した確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。

通知日	保険証券記載の通知日をいいます。
保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第2条（暫定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
 (2) 普通保険約款第11条（保険責任の始期および終期）（3）の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、（1）の暫定保険料に適用するものとします。

第3条（帳簿の備付け）

- 保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

- (1) 保険契約者は、通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。
 (2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づいて、

当会社が算出した確定保険料の合計額

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかったものと

して、当会社が算出した確定保険料の合計額

- (3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合はこの規定は適用しません。

- (4) (2)の規定は、当会社が、(1)の規定による通知に保険契約者の故意または重大な過失による遅滞または脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を削減して支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第5条（確定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険期間終了後、確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。

- (2) 保険期間の中途で毎月の確定保険料の合計額が暫定保険料を超えた場合は、保険契約者は、当会社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まれなければなりません。

- (3) 当会社は、保険契約者が(2)の規定による追加暫定保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (4) (2)の規定による追加暫定保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領収するまでの間に被保険者が被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

- （注）追加暫定保険料の支払を怠った場合
 当会社が、保険契約者に対し追加暫定保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払が怠った場合に限ります。

第6条（用語規定）

- この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

（37）包括契約特約（一括報告・一括精算）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第4条（通知）に規定する通知に基づき当会社が算出した確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。

第2条（暫定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
 (2) 普通保険約款第11条（保険責任の始期および終期）（3）の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、（1）の暫定保険料に適用するものとします。

第3条（帳簿の備付け）

- 保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

- (1) 保険契約者は、保険期間終了後、遅滞なく、保険期間中の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。

- (2) (1)の規定による通知に脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があつたときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。

脱漏の生じた通知に基づいて、当会社が算出した

確定保険料の合計額

脱漏がなかったものとして、当会社が算出した

確定保険料の合計額

- (3) (1)の規定による通知に脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合はこの規定は適用しません。

- (4) (2)の規定は、当会社が、(1)の規定による通知に保険契約者の故意または重大な過失による脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を削減して支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第5条（確定保険料）

保険契約者は、確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。

- 第6条（準用規定）
 この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

（38）PTA 団体傷害保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
PTA	父母と先生の会をいい、児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校・保育所（注1）および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体をいい、単位PTA（注2）またはその単位PTA（注2）が所属している組織をもしくは構成員となっている組織の総称をみます。
（注1）学校・保育所	学校・保育所学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学を除く学校および児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所をいいます。
（注2）単位PTA	学校・保育所単位のPTAをいいます。

PTA行事	日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会など、PTA会則（注）に基づく手続を経て決定されたものをいいます。
-------	--

（注）PTA会則名称のいかんを問いません。	PTAの指揮、監督および指導下をいいます。
-----------------------	-----------------------

（注1）学校・保育所	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学を除く学校および児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所をいいます。
（注2）単位PTA	学校・保育所単位のPTAをいいます。
PTA行事	PTA行事一日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会など、PTA会則（注）に基づく手続を経て決定されたものをいいます。
（注）PTA会則	名称のいかんを問いません。
PTAの管理下	PTAの指揮、監督および指導下をいいます。

（注1）学校・保育所	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学を除く学校および児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所をいいます。
（注2）単位PTA	学校・保育所単位のPTAをいいます。
PTA行事	PTA行事一日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会など、PTA会則（注）に基づく手続を経て決定されたものをいいます。
（注）PTA会則	名称のいかんを問いません。

（注1）学校・保育所	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学を除く学校および児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所をいいます。
（注2）単位PTA	学校・保育所単位のPTAをいいます。
PTA行事	PTA行事一日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会など、PTA会則（注）に基づく手続を経て決定されたものをいいます。
（注）PTA会則	名称のいかんを問いません。

（注1）学校・保育所	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学を除く学校および児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所をいいます。
（注2）単位PTA	学校・保育所単位のPTAをいいます。
PTA行事	PTA行事一日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会など、PTA会則（注）に基づく手続を経て決定されたものをいいます。
（注）PTA会則	名称のいかんを問いません。

（注1）学校・保育所	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学を除く学校および児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所をいいます。
（注2）単位PTA	学校・保育所単位のPTAをいいます。
PTA行事	PTA行事一日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会など、PTA会則（注）に基づく手続を経て決定されたものをいいます。
（注）PTA会則	名称のいかんを問いません。

（注1）学校・保育所	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学を除く学校および児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所をいいます。
（注2）単位PTA	学校・保育所単位のPTAをいいます。
PTA行事	PTA行事一日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会など、PTA会則（注）に基づく手続を経て決定されたものをいいます。
（注）PTA会則	名称のいかんを問いません。

（注1）学校・保育所	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学を除く学校および児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所をいいます。
（注2）単位PTA	学校・保育所単位のPTAをいいます。
PTA行事	PTA行事一日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会など、PTA会則（注）に基づく手続を経て決定されたものをいいます。
（注）PTA会則	名称のいかんを問いません。

（注1）学校・保育所	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学を除く学校および児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所をいいます。
（注2）単位PTA	学校・保育所単位のPTAをいいます。
PTA行事	PTA行事一日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会など、PTA会則（注）に基づく手続を経て決定されたものをいいます。
（注）PTA会則	名称のいかんを問いません。

（注1）学校・保育所	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学を除く学校および児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所をいいます。
（注2）単位PTA	学校・保育所単位のPTAをいいます。
PTA行事	PTA行事一日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会など、PTA会則（注）に基づく手続を経て決定されたものをいいます。
（注）PTA会則	名称のいかんを問いません。

（注1）学校・保育所	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学を除く学校および児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所をいいます。
（注2）単位PTA	学校・保育所単位のPTAをいいます。
PTA行事	PTA行事一日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会など、PTA会則（注）に基づく手続を経て決定されたものをいいます。
（注）PTA会則	名称のいかんを問いません。

（注1）学校・保育所	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学を除く学校および児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所をいいます。
（注2）単位PTA	学校・保育所単位のPTAをいいます。
PTA行事	PTA行事一日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会など、PTA会則（注）に基づく手続を経て決定されたものをいいます。
（注）PTA会則	名称のいかんを問いません。

（注1）学校・保育所	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学を除く学校および児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所をいいます。
（注2）単位PTA	学校・保育所単位のPTAをいいます。
PTA行事	PTA行事一日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会など、PTA会則（注）に基づく手続を経て決定されたものをいいます。
（注）PTA会則	名称のいかんを問いません。

第9条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(39) 学校契約団体傷害保険（管理下および管理下外補償） 特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
学校	保険証券記載の学校をいいます。
保険料払込期日	保険証券記載の保険料払込期日をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合ーその2）の規定にかかるわらず、被保険者が同条②に該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 当会社は、被保険者が学校の管理下にない間に、普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合ーその2）①に該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

(3) (2)の「学校の管理下」とは、次に掲げる間をいいます。

① 学校の授業（注1）中

② 在校（注2）中、ただし、学校施設（注3）内にいることについて、校長、園長が一般的に承認している場合に限ります。

③ 教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事（注4）への参加中

（注1）授業

正規の教育活動のほか、特別教育活動を含みます。

（注2）在校

学校施設（注3）内にいることをいいます。

（注3）学校施設

授業（注1）開始前、授業（注1）と授業（注1）の間または授業（注1）終了後において、学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設をいい、園児・児童・生徒・学生が居住している寄宿舎、合宿所等を除きます。

（注4）教育活動行事

学校の教職員が引率するものに限ります。

第4条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、被保険者1名につき保険証券記載の金額とします。

第5条（入院保険金、手術保険金および通院保険金の支払条件）

当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日から起算して7日が満了する日以降においてなおほ被保険者の身体が普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（1）に規定する入院保険金または第8条（通院保険金の支払）

（1）もしくは（2）に規定する通院保険金の支払を受けるべき状態にある場合に限り、入院保険金、手術保険金または通院保険金を支払います。

第6条（契約の方式）

第7条（被保険者の増員または減員ー被保険者名を記載する方式）
第7条（被保険者の増員または減員ー被保険者名を記載しない方式）
第7条（被保険者の増員または減員ー被保険者名を記載する方式）から第16条（分割保険料不払による保険契約の解除ー被保険者名を記載しない方式）までの規定の適用にあたっては、契約の方式により、それぞれ次に掲げるところといたします。

① この保険契約は、保険証券に被保険者名を記載する方式による場合には、第10条（被保険者の範囲ー被保険者名を記載しない方式）から第16条までの規定は適用せず、第7条から第9条（分割保険料不払による保険契約の解除ー被保険者名を記載する方式）までの規定になります。

② この保険契約が、保険証券に被保険者名を記載しない方式による場合には、第7条から第9条までの規定は適用せず、第10条から第16条までの規定になります。

第7条（被保険者の増員または減員ー被保険者名を記載する方式）

(1) 保険期間の中途において被保険者が増員または減員となる場合には、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知して、承認を請求しなければなりません。

(2) 被保険者が増員となる場合において、増員者の保険期間は、当会社が（1）の承認をした日から保険証券記載の満期日（注5）までとします。

(3) (1)の規定による承認をする場合には、当会社は、その定めるところに従い、保険料を請求または返還します。

(4) (3)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、その支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故により増員者が被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

（注5）満期日

保険期間の末日をいいます。

第8条（保険料の分割払ー被保険者名を記載する方式）

(1) 保険料は、12回に分割して払い込むことができます。

(2) (1)の規定により、保険料を分割して払い込む場合には、次の規定になります。

① 第1回分割保険料は、保険契約締結と同時に払い込むものとします。

② 第2回目以降分割保険料は、保険料払込期日後1週間以内に払い込むものとします。

③ 当会社は、保険契約者が①および②の規定に従い分割保険料を払い込まない場合は、その分割保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

④ 当会社が1被保険者について死亡保険金を支払う場合においては、保険契約者は、死亡保険金の支払われるべき被保険者の未払保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第9条（分割保険料不払による保険契約の解除ー被保険者名を記載する方式）

保険料を分割して払い込む場合において、保険契約者が第8条（保険料の分割払ー被保険者名を記載する方式）

する方式）(2) ①または②の規定に従い分割保険料を払い込まないときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第10条（被保険者の範囲ー被保険者名を記載しない方式）

(1) この特約における被保険者は、保険証券記載の者とします。ただし、第11条（被保険者名簿ー被保険者名を記載しない方式）に規定する名簿に記載のない者は被保険者に含みません。また、普通保険約款第20条（被保険者による保険契約の解除請求）(2) または(3)の規定による解除があった場合、その被保険者は、未経過期間についてこの特約における被保険者ではなくなるものとします。

(2) この保険契約の成立後、保険証券記載の被保険者に該当した者は、その該当した時から被保険者となり、保険証券記載の被保険者に該当しなくなった者は、この該当しなくなった時から被保険者の資格を失います。

第11条（被保険者名簿ー被保険者名を記載しない方式）

保険契約者は、常に被保険者の名簿を備え、当会社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第12条（暫定保険料の払込みー被保険者名を記載しない方式）

(1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に、その時における被保険者数に基づいて算出した暫定保険料を払い込まなければなりません。

(2) 普通保険約款第11条（被保険責任の始期および終期）(3)の規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第13条（通知ー被保険者名を記載しない方式）

(1) 保険契約者は、毎月の保険責任開始日に応当する日（注1）を通知日とし、在籍被保険者数（注2）を、毎通知日後（注2）以内に当会社に通知しなければなりません。

(2) 在籍被保険者数（注2）の計算において、当会社が保険金額の全額を支払ったまたは支払うべき傷害を被った被保険者については、保険期間中に被保険者でなくなった場合においても被保険者として数えるものとします。

(3) (1)の規定による通知がなされなかった場合は、当会社が受領していた通知のうちの最終のものにおける通知人數をその通知日の通知人數とみなします。

(4) 最終通知人數（注3）が、実際籍入数（注4）よりも少なかった場合には、当会社は、その通知日以後に生じた事故による傷害に対しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。ただし、保険契約者が、最終通知人數（注3）が実際籍入数（注4）よりも少なかったことが自己の故意または重大な過失によらなかったことを立証した場合は、この規定は適用しません。

各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額	=	保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
------------------------------	---	---

最終通知人數（注3）に基づいて、当会社が算出した確定保険料の合計額

× 実際籍入数（注4）に基づいて、当会社が算出した確定保険料の合計額

(注1) 每月の保険責任開始日に応当する日
応当する日のない場合は、その月末の日とします。

(注2) 在籍被保険者数

通知日における被保険者の数をいいます。

(注3) 最終通知人數

被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被る直前の通知日の通知人數をいいます。

(注4) 実際籍入数

被保険者が第2条の傷害を被る直前の通知日における実際の在籍被保険者数（注2）をいいます。

第14条（確定保険料ー被保険者名を記載しない方式）

保険期間終了後、保険契約者は、第13条（通知ー被保険者名を記載しない方式）の規定による通知による通知人數に基づき算出された確定保険料と暫定保険料に過不足がある場合は、その差額を精算しなければなりません。

第15条（保険料の分割払いー被保険者名を記載しない方式）

(1) 保険料は、12回に分割して払い込むことができます。

(2) (1)の規定により、保険料を分割して払い込む場合には、第12条（暫定保険料の払込みー被保険者名を記載しない方式）から第14条（確定保険料ー被保険者名を記載しない方式）までの規定は適用せず、次の規定になります。

① 第1回分割保険料は、被保険者1名について定めた年間保険料の12分の1に、この保険契約の成立の日における被保険者の総員数を乗じた額とし、保険契約締結と同時に払い込むものとします。

② 第2回目以降分割保険料は、被保険者1名について定めた年間保険料の12分の1に、毎月所定の保険料払込期日における被保険者の総員数（注）を乗じた額とし、保険料払込期日後1週間以内に払い込むものとします。

③ 当会社は、保険契約者が①および②の規定に従い分割保険料を払い込まない場合は、その分割保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

④ 当会社が1被保険者について死亡保険金を支払う場合においては、死亡保険金の支払われるべき被保険者の未払保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

(注) 被保険者の総員数

④ の規定により保険料を支払った被保険者数を除きます。

第16条（分割保険料不払による保険契約の解除ー被保険者名を記載しない方式）

保険料を分割して払い込む場合において、保険契約者が第15条（保険料の分割払いー被保険者名を記載しない方式）

(2) ①または②の規定に従い分割保険料を払い込まないときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第17条（保険料の返還または請求は）

普通保険約款の規定により、保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかるわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

第18条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）および同項第22条（保険料の返還または請求ー告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(2) および(5)の規定は適用しません。

第19条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（3）の規定中「（1）または（2）」とあるのは「（1）」
- ② 第25条（保険料の返還－解除の場合）（1）の規定中「第12条（告知義務）（2）、第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）（6）、第19条（重大事由による解除）（1）または第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（3）」とあるのは「第12条（告知義務）（2）、第19条（重大事由による解除）（1）または第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（3）」

第20条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

（40）学校契約団体傷害保険（学校の管理下のみ補償） (フランチャイズなし)特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
学校	保険証券記載の学校（注）をいいます。 (注) 学校 保育所、学習塾等を含みます。
学校に届け出た 課外活動	学校の規則に則った所定の手続により学校の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動をいいます。
大学	学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学等をいい、短期大学を含み、大学院を除きます。
保険料払込期日	保険証券記載の保険料払込期日をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が学校の管理下にある間に、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害が被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条（学校の管理下）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）の「学校の管理下」とは、学校の種別により、それぞれ次に掲げる間とします。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および幼稚園ならびに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所等の場合
ア. 学校の授業（注1）中
イ. 在校中
ウ. 教育活動行事（注2）への参加中
エ. 登下校中
- ② 大学の場合
ア. 授業（注3）中、なお、次に掲げる間を含みます。
(ア) 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究に従事している間。ただし、被保険者の自宅または被保険者の友人の自宅等専ら被保険者の私的生活にかかる場所においてこれに従事している間を除きます。
(イ) 指導教員の指示に基づき、授業（注3）の準備もしくは後始末を行っている間または授業（注3）を行う場所、学校の図書館・資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間
(ウ) 大学設置基準第28条の規定に基づき、他の大学（注4）の正課を履修している間

- イ. 在校中
ウ. 学校行事（注5）への参加中
エ. 学校に届け出た課外活動中。ただし、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校が禁じた行為を行っている間を除きます。
オ. 登下校中
- ③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく専修学校および各種学校の場合
ア. 学校の授業（注3）中、なお、次に掲げる間を含みます。
(ア) 指導教員の指示に基づき、卒業研究に従事している間。ただし、被保険者の自宅または被保険者の友人の自宅等専ら被保険者の私的生活にかかる場所においてこれに従事している間を除ます。
(イ) 指導教員の指示に基づき、授業（注3）の準備もしくは後始末を行っている間または学校の図書館・資料室において研究活動を行っている間

- イ. 在校中
ウ. 学校行事（注5）参加中
エ. 登下校中

- ④ 学習塾、珠算塾および書道塾の場合
ア. 学校の授業（注6）中
イ. 在校中
ウ. 登下校中

- (2) (1)から④までの「在校中」とは、授業（注7）開始前、授業（注7）と授業（注7）の間または授業（注7）終了後において、学校施設（注8）内にいる間をいいます。ただし、学校施設（注8）内にいることについて、校長、園長、学長等が一般的に承認している場合に限ります。

- (3) (1)から④までの「登下校中」とは、授業（注9）のため、住居と学校施設（注10）とを、合理的な経路および方法により往復している間をいいます。

- (4) 被保険者の勤務地から登校する場合または学校施設（注10）から被保険者の勤務地へ赴く場合には、

その登校または下校については、(3)の「住居」とあるのを「勤務地」と読み替えて(3)の規定を適用します。

- (5) 被保険者が、(3)の往復の経路を逸脱した場合または往復を中断した場合においては、その逸脱または中断の間およびその後の往復の間は、(1)①から④までの「登下校中」としません。ただし、その逸脱または中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない理由により行つたもの最小限度のものである場合は、その逸脱または中断の間を除き、「登下校中」とみなします。

(注1) 学校の授業

保育等を含みます。また、正規の教育活動のほか、特別教育活動を含みます。

(注2) 教育活動行事

教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事をいい、学校の教職員が率いるものに限ります。

(注3) 授業

学校の講義、実験・実習、演習または実技による授業をいいます。

(注4) 他の大学

外国の大学を含みます。

(注5) 学校行事

入学式、オリエンテーション、卒業式等教育活動の一環として学校の主催する各種の学校行事をいいます。

(注6) 学校の授業

学校として参加する模擬試験または学校の行事としての遠足、合宿、保護者会等を含みます。

(注7) 授業

学校の種別によりそれぞれ(1)①から④までにいう授業をいいます。

(注8) 学校施設

学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設をいい、園児・児童・生徒・学生が居住している宿舎、合宿所等を除きます。

(注9) 授業等

授業（注7）、教育活動行事（注2）、学校行事（注5）または課外活動をいいます。

(注10) 学校施設

学校施設（注8）以外の場所で授業等が行われる場合のその場所または所定の集合・解散の場所を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合－その2）②の規定にかかわらず、被保険者が同条②に該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合－その2）①の規定にかかわらず、大学の課外活動中の被保険者が同条①に該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、被保険者1名につき保険証券記載の金額とします。

第6条（契約の方式）

第7条（被保険者の増員または減員－被保険者名を記載する方式）から第16条（分割保険料不払による保険契約の解除－被保険者名を記載しない方式）までの規定の適用にあたっては、契約の方式により、それぞれ次に掲げるとおりとします。

- ① この保険契約が、保険証券記載する方式による場合に、(1)の規定に適用せず、第7条から第9条（分割保険料不払による保険契約の解除－被保険者名を記載する方式）までの規定によります。
- ② この保険契約が、保険証券に被保険者名を記載しない方式による場合には、第7条から第9条までの規定は適用せず、第10条から第16条までの規定によります。

第7条（被保険者の増員または減員－被保険者名を記載する方式）

第7条（被保険者の増員または減員－被保険者名を記載する方式）から第16条までの規定は適用せず、第7条から第9条（分割保険料不払による保険契約の解除－被保険者名を記載する方式）までの規定によります。

第7条（被保険者の増員または減員－被保険者名を記載する方式）

保険期間中の間において被保険者が増員または減員となる場合には、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知して、承認を請求しなければなりません。

(2) 被保険者が増員となる場合において、増員者の保険期間は、当会社が(1)の承認をした日から保険証券記載の満期日（注）までとします。

(3) (1)の規定による承認をする場合には、当会社は、その定めるところに従い、保険料を請求または返還します。

(4) (3)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、その支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故により増員者が被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

(注)満期日

保険期間の末日をいいます。

第8条（保険料の分割払－被保険者名を記載する方式）

(1) 保険料は、12回に分割して払い込む場合には、次の規定によります。

- (2) (1)の規定により、保険料を分割して払い込む場合には、次の規定によります。

① 第1回分割保険料は、保険契約締結と同時に払い込むものとします。

② 第2回以降分割保険料は、保険料払込期後1週間以内に払い込むものとします。

③ 当会社は、保険契約者が①および②の規定に従い分割保険料を払い込まない場合は、その分割保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

④ 当会社が被保険者について死亡保険金を支払う場合においては、保険契約者は、死亡保険金の支払われるべき被保険者の未払保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第9条（分割保険料不払による保険契約の解除－被保険者名を記載する方式）

保険料を分割して払い込む場合において、保険契約者が第8条（保険料の分割払－被保険者名を記載する方式）(2)①または②の規定に従い分割保険料を払い込まないときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第10条（被保険者の範囲－被保険者名を記載しない方式）

(1) この特約における被保険者は、保険証券記載の者とします。ただし、第11条（被保険者名簿－被保険者名を記載しない方式）に規定する名簿に記載のない者は被保険者に含みません。また、普通保険約款第20条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)または(3)の規定による解約があった場合、その被保険者は、未経過期間についてこの特約における被保険者ではなくなるものとします。

(2) この保険契約の成立後、保険証券記載の被保険者に該当した者は、その該当した時から被保険者となり、保険証券記載の被保険者に該当しなくなった者は、その該当しなくなった時から被保険者の資格を失ります。

第11条 (被保険者名簿一被保険者名を記載しない方式)

保険契約者は、常に被保険者の名簿を備え、当会社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第12条 (暫定保険料の払込み一被保険者名を記載しない方式)

(1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に、その時における被保険者数に基づいて算出した暫定保険料を払い込まなければなりません。

(2) 普通保険約款第11条 (保険責任の始期および終期) (3) の規定は、(1) の暫定保険料に適用するものとします。

第13条 (通知一被保険者名を記載しない方式)

(1) 保険契約者は、毎月の保険責任開始日に応当する日 (注1) を通知日とし、在籍被保険者数 (注2) を、毎通知日後1日以内に当会社に通知しなければなりません。

(2) 在籍被保険者数 (注2) の計算において、当会社が保険金額の全額を支払ったまたは支払うべき傷害を被った被保険者については、保険期間中に被保険者でなくなった場合においても被保険者として数えるものとします。

(3) (1) の規定による通知がなされなかった場合は、当会社が受領していた通知のうちの最終のものにおける通知人數をその通知日の通知人數とみなします。

(4) 最終通知人數 (注3) が、実際籍人數 (注4) より少なかった場合には、当会社は、その通知日以後に生じた事故による傷害に対しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。ただし、保険契約者が、最終通知人數 (注3) が実際籍人數 (注4) より少なかったことが自己の故意または重大な過失によらなかったことを立証した場合は、この規定は適用しません。

各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額	=	保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
		× 実際に籍人數 (注4) に基づいて、当会社が算出した確定保険料の合計額

(注1) 毎月の保険責任開始日に応当する日
応当する日のない場合は、その月末日とします。

(注2) 在籍被保険者数

通知日における被保険者の数をいいます。

(注3) 最終通知人數

被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) の傷害を被る直前の通知日の通知人數をいいます。

(注4) 実際籍人數

被保険者が第2条の傷害を被る直前の通知日における実際の在籍被保険者数 (注2) をいいます。

第14条 (確定保険料一被保険者名を記載しない方式)

保険期間終了後、保険契約者は、第13条 (通知一被保険者名を記載しない方式) の規定による通知による通知人數に基づき算出された確定保険料と暫定保険料に過不足がある場合は、その差額を精算しなければなりません。

第15条 (保険料の分割払一被保険者名を記載しない方式)

(1) 保険料は、12回に分割して払い込むことができます。

(2) (1) の規定により、保険料を分割して払い込む場合には、第12条 (暫定保険料の払込み一被保険者名を記載しない方式) から第14条 (確定保険料一被保険者名を記載しない方式) までの規定は適用せず、次の規定によります。

① 第1回分割保険料は、被保険者1名について定めた年間保険料の12分の1に、この保険契約の成立の時における被保険者の総員数を乗じた額とし、保険契約締結と同時に払い込むものとします。

② 第2回目以降分割保険料は、被保険者1名について定めた年間保険料の12分の1に、毎月所定の保険料払込期日における被保険者の総員数 (注) を乗じた額とし、保険料払込期日後1週間に内に払い込むものとします。

③ 当会社は、保険契約者が①および②の規定に従い分割保険料を払い込まない場合は、その分割保険料領収時に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

④ 当会社が1被保険者について死後保険金を支払う場合においては、保険契約者は、死後保険金の支払われるべき被保険者の未払込保険料の全額を一時払い込まなければなりません。

(注) 被保険者の総員数

④の規定により保険料を支払った被保険者数を除ます。

第16条 (分割保険料不払による保険契約の解除一被保険者名を記載しない方式)

保険料を分割して払い込む場合において、保険契約者が第15条 (保険料の分割払一被保険者名を記載しない方式) (2) ①または②の規定に従い分割保険料を払い込まないときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第17条 (保険料の返還または請求)

普通保険約款の規定により、保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

第18条 (保険金の請求)

被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第27条 (保険金の請求) (2) に規定する書類のほか、校長、園長、学長等が発行する学校の管理下にある間に生じた事故であることを証明する事故証明書を提出しなければなりません。

第19条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第13条 (職業または職務の変更に関する通知義務) および第22条 (保険料の返還または請求一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (2) および (5) の規定は適用しません。

第20条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第22条 (保険料の返還または請求一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場

合) (3) の規定中「(1) または(2) 」とあるのは「(1) 」

② 第25条 (保険料の返還一解除の場合) (1) の規定中「第12条 (告知義務) (2) 、第13条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (6) 、第19条 (重大事由による解除) (1) または第22条 (保険料の返還または請求一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (3) 」とあるのは「第12条 (告知義務) (2) 、第19条 (重大事由による解除) (1) または第22条 (保険料の返還または請求一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (3) 」

③ 第28条 (保険金の支払時期) (注) の規定中「前条 (2) および (3) の規定による手続」とあるのは「前条 (2) および (3) ならびにこの特約第18条 (保険金の請求) の規定による手続」と読み替えて適用します。

第21条 (準用規定)
この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(41) 学校契約団体傷害保険 (学校の管理下のみ補償) (フランチャイズ7日、14日) 特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
学校	保険証券記載の学校 (注) をいいます。 (注) 学校 保育所、学習塾等を含みます。
保険料払込期日	保険証券記載の保険料払込期日をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が学校の管理下にある間に、普通保険約款第2条 (保険金を支払う場合) の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条 (学校の管理下)

(1) 第2条 (保険金を支払う場合) の「学校の管理下」とは、学校の種別により、それぞれ次に掲げる間とします。

① 学校教育法 (昭和22年法律第26号) に基づく小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および幼稚園ならびに児童福祉法 (昭和22年法律第164号) に基づく保育所等の場合

ア. 学校の授業 (注1) 中

イ. 在校中

ウ. 教育活動行事 (注2) への参加中

エ. 登下校中

② 学校教育法 (昭和22年法律第26号) に基づく専修学校および各種学校の場合

ア. 学校の授業中。なお、次に掲げる間を含みます。

(ア) 指導教員の指示に基づき、卒業研究に従事している間。ただし、被保険者の自宅または被保険者の友人の自宅等から被保険者の私的生活にかかる場所においてこれに従事している間を除きます。

(イ) 指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間または学校の図書館、資料室において研究活動を行っている間

イ. 在校中

ウ. 学校行事 (注3) への参加中

エ. 登下校中

③ 学習塾、珠算塾および書道塾の場合

ア. 学校の授業 (注4) 中

イ. 在校中

ウ. 登下校中

(2) ①から③までの「在校中」とは、学校の種別によりそれぞれ①②③までにいう授業 (注5) 開始前、授業 (注5) と授業 (注5) の間または授業 (注5) 終了後において、学校施設 (注6) 内にいる間をいいます。ただし、学校施設 (注6) 内にいることについて、校長、園長等が一般的に承認している場合に限ります。

(3) ①から③までの「登下校中」とは、授業等 (注7) のため、住居と学校施設 (注8) を、合理的な経路および方法により往復している間をいいます。

(4) ②被保険者の勤務地から登校する場合は学校施設 (注8) から被保険者の勤務地へ赴く場合には、その登校または下校については、(3) の「住居」とあるのを「勤務地」と読み替えて(3) の規定を適用します。

(5) 被保険者が、(3) の往復の経路を逸脱した場合は往復を中断した場合においては、その逸脱または中断の間およびその後の往復の間は、(1) ①から③までの「登下校中」としません。ただし、その逸脱または中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない理由により行うための最小限度のものである場合は、その逸脱または中断の間を除き、「登下校中」とみなします。

(注1) 学校の授業

保育等を含みます。また、正規の教育活動のほか、特別教育活動を含みます。

(注2) 教育活動行事

教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事をいい、学校の教職員が率いるものに限ります。

(注3) 学校行事

入式式、オリエンテーション、卒業式等教育活動の一環として学校の主催する各種の学校行事をいいます。

(注4) 学校の授業

学校として参加する模擬試験または学校の行事としての遠足、合宿、父兄会等を含みます。

(注5) 授業

学校の種別によりそれぞれ（1）①から③までにいう授業をいいます。

（注6）学校施設

学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設をいい、園児・児童・生徒・学生が居住している寄宿舎、合宿所等を除きます。

（注7）授業等

授業（注5）、教育活動行事（注2）または学校行事（注3）をいいます。

（注8）学校施設

学校施設（注6）以外の場所で授業等（注7）が行われる場合のその場所または所定の集合・解散の場所を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合一その2）の規定にかかるわらず、被保険者が同条②に該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険金額および入院保険金額等）

保険金額、入院保険金額および通院保険金額は、すべての被保険者について同一とし、被保険者1名につき保険証券記載の金額とします。

第6条（入院保険金・手術保険金および通院保険金の支払条件）

当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日から起算して保険証券記載の日数が満了する日以降においてなお被保険者の身体が普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（1）に規定する入院保険金または同条第8条（通院保険金の支払）（1）もしくは（2）に規定する通院保険金の支払を受けるべき状態にある場合に限り、入院保険金、手術保険金または通院保険金を支払います。

第7条（契約の方式）

第8条（被保険者の増員または減員一被保険者名を記載する方式）

第8条（被保険者の増員または減員一被保険者名を記載する方式）から第17条（分割保険料不払による保険契約の解除一被保険者名を記載しない方式）までの規定の適用にあたっては、契約の方式により、それそれ別に掲げるどおりとします。

① この保険契約が、保険証券に被保険者名を記載する方式による場合には、第11条（被保険者の範囲一被保険者名を記載しない方式）から第17条までの規定は適用せず、第8条から第10条（分割保険料不払による保険契約の解除一被保険者名を記載する方式）までの規定によります。

② この保険契約が、保険証券に被保険者名を記載しない方式による場合には、第8条から第10条までの規定は適用せず、第11条から第17条までの規定によります。

第8条（被保険者の増員または減員一被保険者名を記載する方式）

（1）保険期間の中途において被保険者が増員または減員となる場合には、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知して、承認を請求しなければなりません。

（2）被保険者が増員となる場合において、増員者の保険期間は、当会社が（1）の承認をした日から保険証券記載の満期日（注）までとします。

（3）（1）の規定による承認をする場合には、当会社は、その定めるところに従い、保険料を請求または返還します。

（4）（3）の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、その支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故により増員者が被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

（注）満期日

保険期間の末日をいいます。

第9条（保険料の分割払一被保険者名を記載する方式）

（1）保険料は、12回に分割して払い込むことができます。

（2）（1）の規定により、保険料を分割して払い込む場合には、次の規定によります。

① 第1回分割保険料は、保険契約締結と同時に払い込むものとします。

② 第2回以降分割保険料は、保険料払込期日後1週間以内に払い込むものとします。

③ 当会社は、保険契約者が①および②の規定に従い分割保険料を払い込まない場合は、その分割保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

④ 当会社が①被保険者について死亡保険金を支払う場合においては、保険契約者は、死亡保険金の支払われるべき被保険者の未払込保険料の全額を一時払い込まなければなりません。

第10条（分割保険料不払による保険契約の解除一被保険者名を記載する方式）

保険料を分割して払い込む場合において、保険契約者が第2条（保険料の分割払一被保険者名を記載する方式）（2）①または②の規定に従い分割保険料を払い込まないときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第11条（被保険者の範囲一被保険者名を記載しない方式）

（1）この特約における被保険者は、保険証券記載の者とします。ただし、第12条（被保険者名簿一被保険者名を記載しない方式）に規定する名簿に記載のない者は被保険者に含みません。また、普通保険約款第20条（被保険者による保険契約の解除請求権）（2）または（3）の規定による解除ががあった場合、その被保険者は、未経過期間についてこの特約における被保険者ではなくなるものとします。

（2）この保険契約の成立後、保険証券記載の被保険者に該当した者は、その該当した時から被保険者となり、保険証券記載の被保険者に該当しなくなった者は、その該当しなくなった時から被保険者の資格を失います。

第12条（被保険者名簿一被保険者名を記載しない方式）

保険契約者は、常に被保険者の名簿を備え、当会社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第13条（暫定保険料の払込み一被保険者名を記載しない方式）

（1）保険契約者は、保険契約締結と同時に、その時における被保険者数に基づいて算出した暫定保険料を払い込まなければなりません。

（2）普通保険約款第11条（保険責任の始期および終期）（3）の規定は、（1）の暫定保険料に適用するものとします。

第14条（通知一被保険者名を記載しない方式）

（1）保険契約者は、毎月の保険責任開始日に応じる日（注1）を通知日とし、在籍被保険者数（注2）を、毎通知日後□日以内に当会社に通知しなければなりません。

（2）在籍被保険者数（注2）の計算において、当会社が保険金額の全額を支払ったまたは支払うべき傷害を被った被保険者については、保険期間中に被保険者でなくなった場合においても被保険者として数えるものとします。

（3）（1）の規定による通知がなされなかった場合は、当会社が受領していた通知のうちの最終のものにおける通知人数をその通知日の通知人数とみなします。

（4）最終通知人数（注3）が、実際通籍人数（注4）より少なかった場合には、当会社は、その通知日以後に生じた事故による傷害に對しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。ただし、保険契約者が、最終通知人数（注3）が実際通籍人数（注4）より少なかったことが自己の故意または重大な過失によらなかったことを立証した場合は、この規定は適用しません。

各被保険者の保険金額、入院保険金額および通院保険金額

保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金額および通院保険金額

最終通知人数（注3）に基づいて、当会社が算出した確定保険料の合計額

×

実際通籍人数（注4）に基づいて、当会社が算出した確定保険料の合計額

（注1）毎月の保険責任開始日に応じる日

応じる日のない場合は、その月の末日とします。

（2）在籍被保険者数

通知日における被保険者の数をいいます。

（3）最終通知人数

被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被る直前の通知日の通知人数をいいます。

（4）実際通籍人数

被保険者が第2条の傷害を被る直前の通知日における実際の在籍被保険者数（注2）をいいます。

第15条（確定保険料一被保険者名を記載しない方式）

保険期間終了後、保険契約者は、第14条（通知一被保険者名を記載しない方式）の規定による通知による通知人数に基づき算出された確定保険料と暫定保険料に過不足がある場合は、その差額を精算しなければなりません。

第16条（保険料の分割払一被保険者名を記載しない方式）

（1）保険料は、12回に分割して払い込むことができます。

（2）（1）の規定により、保険料を分割して払い込む場合には、第13条（暫定保険料の払込み一被保険者名を記載しない方式）から第15条（確定保険料一被保険者名を記載しない方式）までの規定は適用せず、次の規定によります。

① 第1回分割保険料は、被保険者1名について定めた年間保険料の12分の1に、この保険契約の成立の時における被保険者の総員数を乗じた額とし、保険契約締結と同時に払い込むものとします。

② 第2回以降分割保険料は、被保険者1名について定めた年間保険料の12分の1に、毎月所定の保険料払込期日における被保険者の総員数（注）を乗じた額とし、保険料払込期日後1週間以内に払い込むものとします。

③ 当会社は、保険契約者が①および②の規定に従い分割保険料を払い込まないときは、その分割保険料領収前に生じた事故による傷害に對しては、保険金を支払いません。

④ 当会社が①被保険者について死亡保険金を支払う場合においては、保険契約者は、死亡保険金の支払われるべき被保険者の未払込保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

（注）被保険者の総員数

④の規定により保険料を支払った被保険者数を除きます。

第17条（分割保険料不払による保険契約の解除一被保険者名を記載しない方式）

保険料を分割して払い込む場合において、保険契約者が第16条（保険料の分割払一被保険者名を記載しない方式）（2）①または②の規定に従い分割保険料を払い込まないときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第18条（保険料の返還または請求）

普通保険約款の規定により、保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかるわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

第19条（保険金の請求）

被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第27条（保険金の請求）（2）に規定する書類のほか、校長、園長等が発行する学校の管理下にある間に生じた事故であることを証明する証明書提出しなければなりません。

第20条（普通保険料の適用除外）

普通保険約款第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）および第22条（保険料の返還または請求一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（2）および（5）の規定は適用しません。

第21条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第22条（保険料の返還または請求一告知義務）（2）、第13条（職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（3）の規定中「（1）または（2）」であるのは「（1）」

② 第25条（保険料の返還一解除の場合）（1）の規定中「第12条（告知義務）（2）、第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）（6）、第19条（重大事由による解除）（1）または第22条（保険料の返還または請求一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（3）」であるのは「第12条（告知義務）（2）、第19条（重大事由による解除）（1）または第22条（保険料の返還または請求一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（3）」

③ 第28条（保険金の支払時期）（注）の規定中「前条（2）および（3）の規定による手続」とあるのは「前条（2）および（3）ならびにこの特約第19条（保険金の請求）の規定による手続」

第22条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

（42）学校契約団体傷害保険（学校の管理下外のみ補償特約）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(43) 一般団体傷害保険保険料分割払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
口座振替	保険契約者の指定する口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
次回保険料払込期日	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
未払込分割保険料	保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (保険料の分割払)

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条 (保険料の払込方法)

- 保険契約者は、この保険契約の締結と一緒に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、保険料払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、当会社が特に承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行いつる最初の集金日から10日以内に払い込むことができます。
- 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日は提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の保険料払込期日をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第4条 (保険料領収前との事故)

- 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠ったことにより、次のいずれかに該当した場合は、当会社は、保険金を支払いません。
 - この保険契約の第1回分割保険料の払込みを怠り、この保険契約の始期日から、第1回分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が生じていた場合
 - この保険契約の第1回分割保険料の払込みを怠り、この保険契約の始期日から、第1回分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が生じていた場合
 - この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約における第1回分割保険料の払込みを怠り、その保険契約の始期日から、その保険契約の第1回分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が生じていた場合
- 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠ったことにより、次のいずれかに該当した場合は、当会社は、保険金を支払いません。
 - この保険契約の第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割保険料の保険料払込期日の翌日以後、その分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が生じていた場合
 - この保険契約の第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割保険料の保険料払込期日の翌日以後、その分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が生じていた場合
 - この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約における第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割保険料の保険料払込期日の翌日以後、その分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が生じていた場合

第5条 (追加保険料の払込方法)

- 当会社が、第7条 (保険料の返還または請求) の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- 当会社は、保険契約者が第7条 (保険料の返還または請求) ①または②の規定による追加保険料の払込みを怠った場合 (注1) は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 第7条 (保険料の返還または請求) ①の規定による追加保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、この保険契約に付帯される他の特約で別に定める場合を除き、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- 第7条 (保険料の返還または請求) ②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実 (注2) があつた後に生じた事務による傷害に対しては、変更前料率 (注3) の変更後料率 (注4) に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- 第7条 (保険料の返還または請求) ③の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じたこの保険契約で定める保険金支払事由の原因に対しては、保険契約条件の変更の承

認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

- 保険契約者が第7条 (保険料の返還または請求) ①または②の規定による追加保険料の払い込みを怠った場合
当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込がなかった場合に限ります。
- 職業または職務の変更の事実
普通保険約款第13条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1) または (2) の変更の実をいいます。
- 変更前料率
変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- 変更後料率
変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

第6条 (分割保険料不払の場合の当会社による保険契約の解除)

- 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - 保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - 保険料払込期日までに、その保険料払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日において、次回保険料払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (1) の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。
 - (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日または満期日のいずれか早い日
 - (1) ②による解除の場合は、次回保険料払込期日または満期日のいずれか早い日
- 次のいずれかに該当する事由により保険料の返還または請求をする場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の保険料を返還または請求します。
 - 普通保険約款第12条 (告知義務) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときには、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
 - 普通保険約款第13条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1) または (2) の規定による職業または職務の変更の事実がある場合は、変更前料率 (注1) と変更後料率 (注2) との差に基づきその職業または職務の変更の事実が生じた時以降の期間 (注3) に対し割合をもって計算した保険料を返還または請求します。
 - ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行な、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
 - 普通保険約款第16条 (保険契約の失効) の規定により、この保険契約が失効となった場合は、未経過期間に對し日割をもって計算した保険料と未払込分割保険料との差額を返還または請求します。ただし、普通保険約款第5条 (死亡保険金の支払) (1) の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、(1) の死亡保険金が支払われるべき被保険者の既経過期間に対する保険料は返還しません。この場合において、未払込分割保険料があるときは、保険契約者は、保険金の支払を受ける前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料のうち死亡保険金を支払うべき事由に對する保険料の全額を一時に払い込むなければなりません。
 - 第5条 (追加保険料の払込方法) (2)、普通保険約款第12条 (告知義務) (2)、第13条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (6) および第19条 (重大事由による解除) (1) の規定により、この保険契約が解除となった場合は、未経過期間に對し日割をもって計算した保険料と未払込分割保険料との差額を返還または請求します。
 - 普通保険約款第18条 (保険契約による保険契約の解除) ならびに第20条 (被保険者による保険契約の解除請求) の規定により、この保険契約が解除となった場合は、既経過期間に對し日割をもって計算した保険料と既に領収した分割保険料との差額を返還または請求します。
 - 第6条 (分割保険料不払の場合の当会社による保険契約の解除) の規定により、この保険契約が解除となった場合は、既に払い込まれた既経過期間に對応する保険料は返還しません。
 - 変更前料率
変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
 - 変更後料率
変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
 - 職業または職務の変更の事実が生じた時以降の期間
保険契約者はまた被保険者の申出に基づく、普通保険約款第13条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1) または (2) の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
 - 第8条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および普通保険約款に付帯される他の特約の規定を準用します。

(44) 保険料支払に関する特約

第1条 (保険料の払込方法)

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行なうる最初の集金日から10日以内に払い込むものとします。

第2条 (保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1条 (保険料の払込方法) の規定に従い保険料を払い込まないことにより、次のいずれかに該当するときは、当会社は、保険金を支払いません。

- 第1条の規定に従いこの保険契約の保険料を払い込まず、この保険契約の始期日 (注) から、保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が生じていた場合
- 第1条の規定に従いこの保険契約の保険料を払い込まず、この保険契約の始期日 (注) から、保

險料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が生じていた場合

- ③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約における保険料を第1条の規定に従って払い込みます。その保険契約の始期日から、その保険契約の保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が生じていた場合

第3条 (保険料不払の場合の当会社による保険契約の解除)

当会社は、保険契約者が第1条 (保険料の払込方法) の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条 (保険契約解除の効力)

第3条 (保険料不払の場合の当会社による保険契約の解除) の規定による解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(45) 保険料一般分割払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
口座振替	保険契約者の指定する口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
次回保険料払込期日	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
未払分分割保険料	保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (保険料の分割払)

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条 (保険料の払込方法)

- ① 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、保険料払込期日までに払い込まなければなりません。
- ② 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日で該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあつたものとみなします。
- ③ 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込みるべき保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠つた理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによるときは、第3回分割保険料の保険料払込期日をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第4条 (保険料領収前的事項)

- (1) 保険期間が始まつた後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠つたことにより、次のいずれかに該当した場合は、当会社は、保険金を支払いません。
- ① この保険契約の第1回分割保険料の払込みを怠り、この保険契約の始期日から、第1回分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が生じていた場合
- ② この保険契約の第1回分割保険料の払込みを怠り、この保険契約の始期日から、第1回分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が生じていた場合
- ③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約における第1回分割保険料の払込みを怠り、その保険契約の始期日から、その保険契約の第1回分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が生じていた場合

- (2) 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込みるべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠つたことにより、次のいずれかに該当した場合は、当会社は、保険金を支払いません。

- ① この保険契約の第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込みるべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割保険料の保険料払込期日の翌日以後、その分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が生じていた場合
- ② この保険契約の第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込みるべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割保険料の保険料払込期日の翌日以後、その分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が生じていた場合

- ③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約における第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込みるべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割保険料の保険料払込期日の翌日以後、その分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が生じていた場合

第5条 (追加保険料の払込方法)

- (1) 当会社は、第7条 (保険料の返還または請求) の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が第7条 (保険料の返還または請求) ①または②の規定による追加保険料の払込みを怠つた場合(注1)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 第7条 (保険料の返還または請求) ①の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の

規定によりこの保険契約を解除できるときは、この保険契約に付帯される他の特約で別に定める場合を除き、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (4) 第7条 (保険料の返還または請求) ②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注2)があつた後に生じた事由による傷害に対しては、変更前料率(注3)の変更後料率(注4)に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (5) 第7条 (保険料の返還または請求) ③の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠つたときは、当会社は、追加保険料領収前に生じたこの保険契約で定める保険金支払事由または保険金支払事由の原因に対する、保険契約条件の変更の承認の請求がなかつたものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

- (注1) 保険契約者が第7条 (保険料の返還または請求) ①または②の規定による追加保険料の払込みを怠つた場合

当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかつた場合に限ります。

- (注2) 職業または職務の変更の事実

普通保険約款第13条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1) または (2) の変更の事実といいます。

- (注3) 変更前料率

変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

- (注4) 変更後料率

変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

第6条 (分割保険料不払の場合の当会社による保険契約の解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

② 保険料払込期日までに、その保険料払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日において、次回保険料払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

- (2) (1) の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込みべき保険料払込期日または満期日のいずれかが早い日

② (1) ②による解除の場合は、次回保険料払込期日または満期日のいずれかが早い日

第7条 (保険料の返還または請求)

次のいずれかに該当する事由により保険料を返還または請求する場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の保険料を返還または請求します。

- ① 普通保険約款第12条 (告知義務) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときには、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

② 普通保険約款第13条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1) または (2) の規定による職業または職務の変更の事実がある場合は、変更前料率(注1)と変更後料率(注2)との差に基づきその職業または職務の変更の事実が生じた時以降の期間(注3)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

④ 普通保険約款第16条 (保険契約の失効) の規定により、この保険契約が失効となつた場合は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料と未払分割保険料との差額を返還または請求します。ただし、普通保険約款第5条 (死亡保険金の支払) (1) の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、その保険金が支払われるべき被保険者の既経過期間に対応する保険料は返還しません。この場合において、未払分割保険料があるときは、保険契約者は、保険金の支払を終了する以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払分割保険料のうち死亡保険金を支払うべき事由に対する保険料の全額を一時払い込みなければならないません。

⑤ 第5条 (追加保険料の払込方法) (2)、普通保険約款第12条 (告知義務) (2)、第13条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (6) および第19条 (重大事由による解除) (1) の規定により、この保険契約が解除となつた場合は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料と未払分割保険料との差額を返還または請求します。

⑥ 普通保険約款第18条 (保険契約による保険契約の解除) ならびに第20条 (被保険者による保険契約の解除請求) (2) および(3) の規定により、この保険契約が解除となつた場合は、既経過期間に対し日割をもって計算した保険料と既に領収した分割保険料との差額を返還または請求します。

⑦ 第6条 (分割保険料不払の場合の当会社による保険契約の解除) の規定により、この保険契約が解除となつた場合は、既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

(注1) 変更前料率

変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注2) 変更後料率

変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注3) 職業または職務の変更の事実が生じた時以降の期間

保険契約者はまたは被保険者の申出に基づく、普通保険約款第13条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1) または (2) の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

第8条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および普通保険約款に付帯される他の特約の規定を準用します。

(46) 長期保険特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回保険料払込期日	保険料払込方法が月払の場合で、保険料払込期日までにその保険料払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがないときのその翌月の保険料払込期日をいいます。
保険年度	初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、それぞれの始期日当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、始期日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。
保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
保険料払込方法	保険証券記載の払込方法をいいます。

第2条 (保険料の払込方法)

- 当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、保険料払込方法により払い込むことを承認します。
- 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に一時払保険料または第1回保険料を払い込み、第2回目以降の保険料については、保険料払込期日までに払い込まれなければなりません。
- 保険料払込方法が一時払以外の保険契約について、第9条(保険料の返還一無効または失効の場合) (2) ③に該当する場合は、死亡保険金から同条の規定により払い込むべき保険料相当額を差し引き、その払込みに充當することができるものとします。

第3条 (第2回目以降の保険料不払の場合の免責)

保険契約者が第2回目以降の保険料の保険料払込期日の翌月末日までその保険料の払込みを怠った場合は、その保険料の保険料払込期日の翌月末日以後、その保険料を領収した時までの間に生じた事故による傷害または損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。

第4条 (当会社による保険契約の解除)

- 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - 保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
 - 保険料払込方法が月払の場合に、保険料払込期日までにその保険料払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日において、次回保険料払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
- (2) (1)の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。
 - (1) (1)による解除の場合は、その保険料を払い込むべき保険料払込期日
 - (1) (2)による解除の場合は、次回保険料払込期日

第5条 (保険料払込方法の変更)

保険契約者は、当会社の承認を得て、保険料払込方法を変更することができます。

第6条 (保険料の前納)

- 保険契約者は、保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社の定める方法により、将来到来する保険料払込期日の保険料を前納することができます。
- (1) の規定により前納する保険料については、当会社所定の利率(注)および方法により割りります。

(注) 所定の利率

年5分以内とします。

第7条 (保険料の変更一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)

- 普通保険約款第12条(告知義務) (1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、保険料払込方法ごとに次の方法で処理します。
 - 保険料払込方法が一時払の場合には、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
 - 保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社は、当会社がその事実を知った日の属する保険年度までの保険料については、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を一括して返還または請求し、当会社がその事実を知った日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。ただし、第6条(保険料の前納)の規定により保険料が前納された保険契約については、当会社は、予定期率等に基づき計算した保険料を返還または請求します。
 - 職業または職務の変更の事実(注1)がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、保険料払込方法ごとに次の方法で処理します。
 - 保険料払込方法が一時払の場合には、当会社は、変更前料率(注2)と変更後料率(注3)との差に基づき計算した職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時以降の期間(注4)に対応する保険料を返還または請求します。
 - 保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社は、職業または職務の変更の事実(注1)があつた日の属する保険年度末までの保険料については、変更前料率(注2)と変更後料率(注3)との差に基づき計算したその保険年度末までの保険料または職務の変更の事実(注1)が生じた時以降の期間(注4)に対応する保険料を返還または請求し、職業または職務の変更の事実(注1)があつた日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。ただし、第6条(保険料の前納)の規定により保険料が前納された保険契約については、当会社は、予定期率等に基づき計算した保険料を返還または請求します。
 - 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注5)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (4) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
 - (5) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注1)があつた後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払

います。

- (1) および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかつたものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(注1) 職業または職務の変更の事実

普通保険約款第13条(職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前料率

変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 変更後料率

変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

- (注4) 職業または職務の変更が生じた時以降の期間保険契約または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第13条(職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
- (注5) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかつた場合に限りります。

第8条 (保険料の変更一保険料率の改定)

- 保険期間の中途において、この保険契約に適用されている保険料率が改定された場合においても、この保険契約の保険料の変更は行いません。
- (2) (1)の場合において、保険料の全額が払い込まれているときは、この保険契約の保険料の返還または追加保険料の請求は行いません。

第9条 (保険料の返還一無効または失効の場合)

- 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、普通保険約款第15条(保険契約の無効)①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対応する保険料を返還します。ただし、普通保険約款第5条(死亡保険金の支払) (1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、当会社は保険料払込方法ごとに次の方法により保険料を返還します。

- ① 保険料払込方法が一時払の場合には、当会社は、次の保険料を返還します。
- ア. 死亡保険金支払の原因となつた傷害を被つた日の属する保険年度の翌保険年度以降の期間に対応する保険料
- イ. 死亡保険金支払の原因となつた傷害を被つた日から、その日の属する保険年度の末日までの期間に対応する死亡保険金を支払うべき事由以外の事由に対応する保険料

- ② 保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社は、既に払い込まれた死亡保険金を支払うべき事由に対応する保険料は返還しません。ただし、第6条(保険料の前納)の規定により保険料が前納された場合には、当会社は、予定期率等に基づき計算した保険料を返還します。
- ③ ②において、死亡保険金支払の原因となつた傷害を被つた日の属する保険年度の死亡保険金を支払うべき事由に対応する保険料のうち未払込部分がある場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まれなければなりません。

第10条 (保険料の返還一取消の場合)

普通保険約款第17条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第11条 (保険料の返還一解除の場合)

- 普通保険約款第12条(告知義務) (2)、第13条(職業または職務の変更に関する通知義務) (6)、同第19条(重大事由による解除) (1)またはこの特約の第7条(保険料の変更一告知義務等)、職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対応する保険料を返還します。
- (2) 普通保険約款第18条(保険契約による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、未経過期間に対応する保険料を返還します。

- (3) 普通保険約款第19条(重大事由による解除) (2)の規定により、当会社がこの保険契約(注)を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対応する保険料を返還します。
- (4) 普通保険約款第20条(被保険者による保険契約の解除請求) (2)の規定により、保険契約者がこの保険契約(注)を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対応する保険料を返還します。

- (5) 普通保険約款第20条(被保険者による保険契約の解除請求) (3)の規定により、被保険者がこの保険契約(注)を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対応する保険料を保険契約者に返還します。
- (6) 第4条(当会社による保険契約の解除)の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対応する保険料を返還します。

(注) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

第12条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款の次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条(死亡保険金の支払) (1) (注)の規定中「既に支払った後遺障害保険金がある場合」とあるのは、「その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害保険金がある場合は」
- ② 第6条(後遺障害保険金の支払) (6)の規定中「保険期間を通じ」とあるのは、「保険年度ごとに」

- ③ 第11条(保険責任の始期および終期) (3)の規定中「保険料領収前」とあるのは、「一時払保険料または第1回保険料領収前」

第13条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(47) 訴訟の提起に関する特約

訴訟の当事者となる保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、日本国外以外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である場合または日本国外に主たる事務所を有する法人もしくは団体である場合には、普通保険約款第36条（訴訟の提起）の規定にかかるわらず、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。

(48) 企業等の災害補償規定等特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業等	保険契約者または保険契約者以外で被保険者と雇用関係等一定の関係にある企業等をいいます。
災害補償規定等	企業等が従業員等の業務中および業務外の災害等に対し、遺族補償を行う旨を定めた規定をいいます。
受給者	災害補償規定等の受給者をいいます。
普通保険約款等	この特約が付帯された普通保険約款または特約をいいます。

第2条（死亡保険金の支払）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款等の規定にかかるわらず、企業等を死亡保険金受取人とします。

(2) 当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款等の規定に従います。ただし、次に掲げる金額（注1）を限度とします。

① 保険金の請求書類が第3条（保険金の請求）①の場合
遺族補償額（注2）の範囲内で、受給者が了知している保険金の請求額

② 保険金の請求書類が第3条②の場合
受給者が企業等から受領した金銭の額

③ 保険金の請求書類が第2条③の場合
企業等が受給者へ支払った金銭の額

(3) (1)および(2)の規定にかかるわらず、企業等が第3条（保険金の請求）の書類を提出できない場合には、当会社は被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

(4) (3)において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款等の規定に従います。ただし、遺族補償額（注3）を限度とします。

(注1) 次に掲げる金額

災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約または共済契約があり、同一の事故に対して、既に保険金が支払われている場合は、他の保険契約または共済契約によって支払われた金額を控除した残額とします。

(注2) 遺族補償額

災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額をいいます。

(注3) 遺族補償額

災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額をいい、災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約または共済契約があり、同一の事故に対して、既に保険金が支払われている場合は、他の保険契約または共済契約によって支払われた金額を控除した残額とします。

第3条（保険金の請求）

企業等が死亡保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款等に定められた書類のほか、次に掲げる書類のいずれかを提出しなければなりません。

① 受給者が保険金の請求内容について了知していることを証する書類

② 受給者が企業等から金銭を受領したことを証する書類

③ 企業等が受給者に金銭を支払ったことを証する書類

第4条（保険料の返還）

第2条（死亡保険金の支払）(2)ただし書きまたは同条(4)ただし書きにより死亡保険金の支払額を減額する場合には、既に払い込まれた保険料のうち、その減額分に対応する保険料を保険契約者に返還します。

(49) 共同保険に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第2条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

① 保険申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付

② 保険料の収納および受領または返還

③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除

④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認

⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認

⑥ 保険契約に係る変更確認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等

⑦ 被保険者その他の保険契約に係る事項の調査

⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領

⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全

⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に係る幹事保険会社が行った第3条（幹事保険会社の行為の効果）①から⑩までに掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に係る保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。